

令和2年2月記者懇談会

日時 令和2年2月17日（月）
午後2時
場所 政策会議室

1 市長あいさつ

2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 東愛知) なし

3 市からの発表事項

- (1) 令和2年度組織・機構（案）について (行政課)
- (2) 令和2年度予算案について (財政課)
 - ・令和2年度予算案の概要
 - ・令和2年度新城市の主な事業（抜粋）
- (3) 令和2年新城市議会3月定例会提出議案について (行政課・財政課)
- (4) 新城市若者議会第6期の委員募集及びマンガの制作について（まちづくり推進課）

4 その他

資料提供・情報提供

- (1) 名古屋トヨペット株式会社との災害支援協力に関する協定締結について (防災対策課)
- (2) 新城市市民自治会議答申書について (まちづくり推進課)
- (3) 第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）についての
パブリックコメントの実施について (こども未来課)
- (4) 新城さくらまつりについて (観光課)
- (5) 桜淵公園大芝生広場のオープンについて (観光課)
- (6) 「新城ラリー2020」の開催について (スポーツツーリズム推進課)
- (7) 「OSJ 新城トレイルレース2020」の開催について (スポーツツーリズム推進課)

5 行事予定表

次回開催日 3月24日（火）午前10時30分

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 2月 17日	
担当課・室	行政課	
担当職・氏名	課長	阿部 和弘
連絡先（電話）	(0536) 23-7611	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	gyousei@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和2年度組織・機構（案）について
----	-------------------

内容

令和2年度組織・機構（案）については、別添のとおりです。

1 部レベル

変更なし

2 課・係レベル

【総務部】

- ① 財政健全化推進プランに基づき、債権の徴収率を向上させ、収入未済額の縮減を図るため、「税務課」の課内室として「債権管理室」を新設し、併せて「税務課」の「管理収納係」を廃止。「税務課」を「総務部」から「市民環境部」に移管。
- ② 新たな時代に向けた情報政策等を推進するため、「情報システム課」を情報通信設備等の管理に関する事務を行う「情報通信管理係」と情報政策推進に関する事務を行う「情報政策推進係」に再編。「情報通信管理係」は総務部行政課に、「情報政策推進係」は企画部企画政策課に移管し、併せて「情報システム課」を廃止。

【企画部】

- ① ニューキャスルアライアンス会議をはじめ国際交流、多文化共生等の事務分掌を見直し、「企画政策課」の「ニューキャスル交流推進係」を「まちづくり推進課」に移管。
- ② 新たな時代に向けた情報政策等を推進するため、「情報システム課」を情報通信設備等の管理に関する事務を行う「情報通信管理係」と情報政策推進に関する事務を行う「情報政策推進係」に再編。「情報通信管理係」は総務部行政課に、「情報政策推進係」は企画部企画政策課に移管し、併せて「情報システム課」を廃止。＜再掲＞

【市民環境部】

- ① 財政健全化推進プランに基づき、債権の徴収率を向上させ、収入未済額の縮減を図るため、「税務課」の課内室として「債権管理室」を新設し、併せて「税務課」の「管理収納係」を廃止。「税務課」を「総務部」から「市民環境部」に移管。＜再掲＞
- ② 「環境政策課」の「環境政策係」と「地域エネルギー推進係」を統合し、係の名称は「環境政策係」とする。

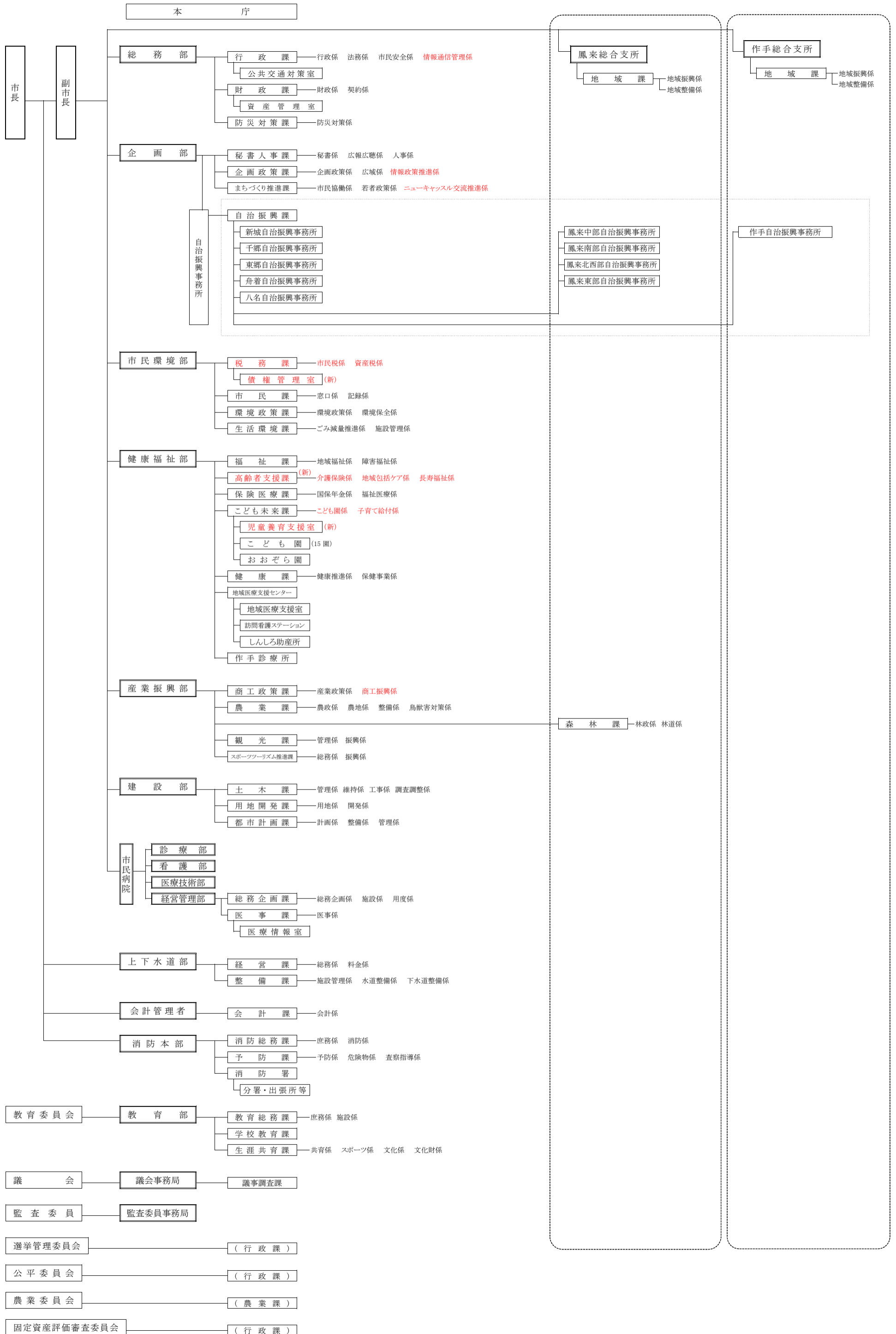
【健康福祉部】

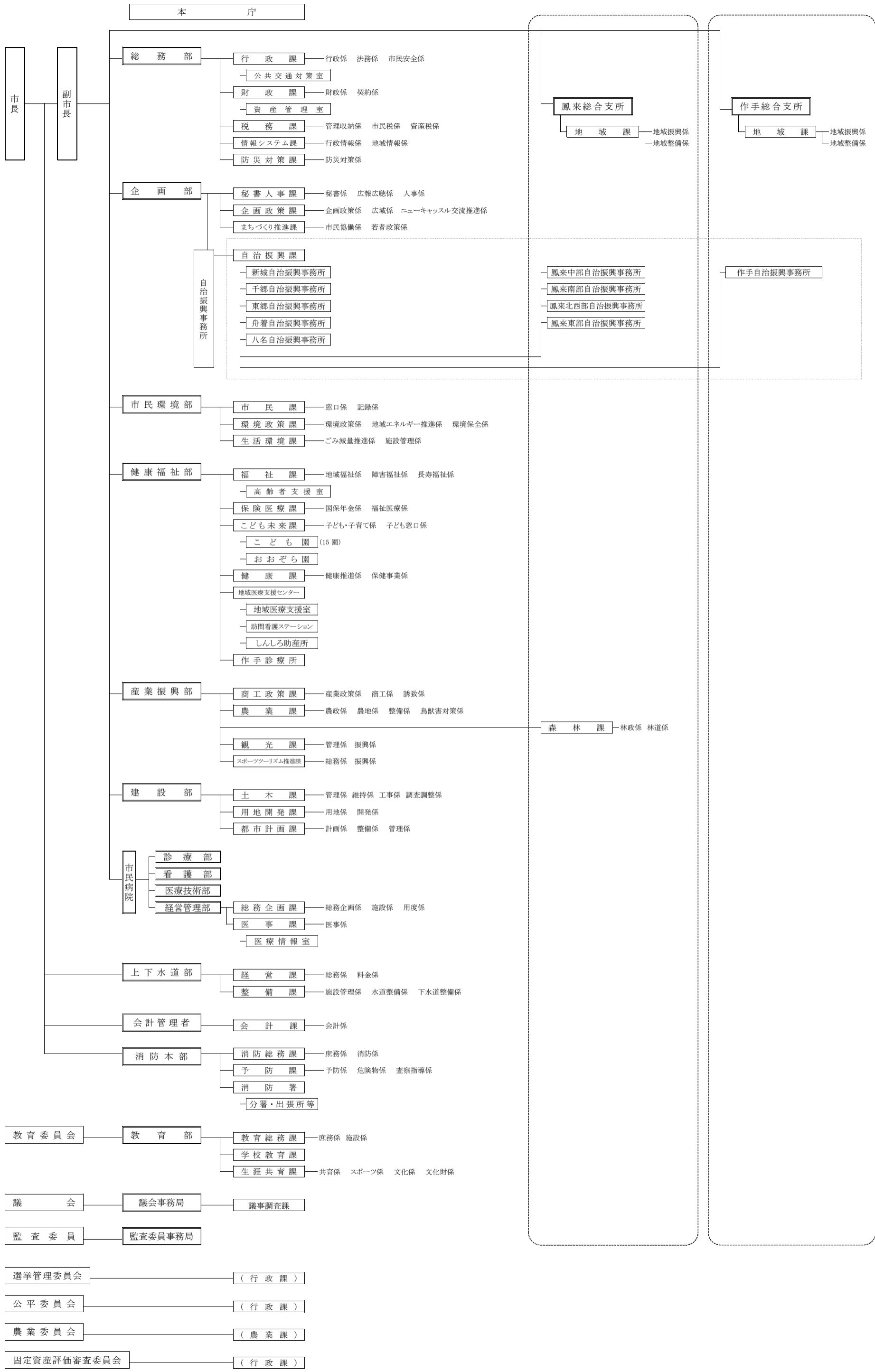
- ① 高齢者福祉の事務を集約するため、「福祉課」の課内室である「高齢者支援室」を「高齢者支援課」に変更。併せて「介護保険係」「地域包括ケア係」を新設し、「福祉課」の「長寿福祉係」を「高齢者支援課」に移管。
- ② 児童虐待、発達支援等に対応するため、「こども未来課」の課内室として「児童養育支援室」を新設。
- ③ 所管事務を分かりやすくするため、「こども未来課」の「子ども・子育て係」の名称を「こども園係」に、「こども窓口係」の名称を「子育て給付係」に変更。

【産業振興部】

- ① 「商工政策課」の「商工係」と「誘致係」を統合し、係の名称は「商工振興係」とする。

これにより、令和2年度は、部が14（対前年度比±0）、課が40（±0）、室等が10（+2）、係が81（-1）の体制。





報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 2月17日
担当課・室	総務部 財政課
担当職・氏名	課長 佐藤 浩章
連絡先（電話）	(0536) 23-7616
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002
（メールアドレス）	zaisei@city.shinshiro.lg.jp

件名	令和2年度予算案について
----	--------------

内容

- 令和2年度予算案の概要
- 令和2年度新城市の主な事業（抜粋）

報道解禁	
2月17日 午後5時	
問合せ先	新 城 市 役 所 総 務 部 財 政 課 財 政 係 TEL 0536-23-7616 FAX 0536-23-2002 Eメール zaisei@city.shinshiro.lg.jp

令 和 2 年 度 予 算 案 の 概 要

新 城 市

この概要説明は、予算発表の便に供するため、早急に作成しましたので、計数その他の点について多少訂正を要する場合もあることをご了承ください承願います。

令和2年度予算編成について
～合併15周年～持続可能な地域経営と行財政運営へチャレンジする
令和2年度予算（案）～

はじめに

平成17年10月、3市町村合併によって新市制へと踏み出した本市は、今年で合併15周年を迎える。

合併後に策定した第1次総合計画は、その実施期間を終えて令和元年度から第2次総合計画へと移行し、人口減少と少子高齢化が進行している地域としての危機意識を持って策定された『人口ビジョン』『まち・ひと・しごと創生総合戦略』も第1期を終えて第2期へと移ることとなる。

庁舎建設をはじめ総額150億円を超える合併特例債事業もほぼ集約期に入り、作手地区中心部の総合開発に続いて鳳来総合支所周辺総合開発計画が具体的に動こうとしている。

旧市町村でそれぞれ違いのあった身近な地域運営手法は、行政区や財産区の制度整理、そして全市域に導入した地域自治区制度によって、自治体運営の新たな一体的基盤を作り出してきた。

新市発足時はまだ形の見えなかった新東名高速道路は、すでに開通から4年を数え、交流人口圏拡大の効果を顕し、新城インター企業団地の分譲も早期完了の見通しとなっている。

このような形で、今われわれは一つの時代を卒業して、もう一つ別の段階へと上るべき時期を迎えている。

それは、これから迎える内外未曾有の変革期において、住民の安全・安心を守り、住民福祉の増進を図りながら、人口減少時代のなかで持続可能な自治体経営を進める道筋をつけていくことである。

令和元年度からスタートした第2次総合計画は、「市民（ひと）がつなぐ 山の湊 創造都市」を掲げた第1次総合計画の達成の上に立って、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を新たな目標として掲げ、「個性輝く多様なひと」「快適で潤いあるちいき」「活力にあふれたまち」を実現するための施策体系を定めた。

同計画では、実施期間にあたる今後10年ほどの間に起こる社会潮流をこう展望している。

1. 少子化社会、超高齢社会の到来、2. 人生100年時代への突入、3. 技術革新と多様な働き方の出現、4. 広域交流、世界交流の拡大、5. 価値観の変化とライフスタイルの多様化、6. 変わりゆく地域コミュニティへの対応、7. 安全安心意識の高まり、である。

そして、この社会変化のなかで持続可能な自治体経営を進めるための指針として次の4点を掲げている。第1に、将来に責任を持つ行財政運営、第2に、挑戦できる組織、第3に、公共

私を支える人材づくり、第4に、情報技術でひと・ちいき・まちをつなげる、である。

令和2年度の予算編成にあたっては、特に将来に責任を持つ行財政運営確立の観点を重視し、基本的な公共サービスの必要量を確保した上で、各担当部署の責任において個別事業の精査と取捨選択を行い、同時に政策投資事業の総量をコントロールする手法を採用した。

これまでの予算編成方式は、政策・臨時経費の判定をまず行い、それに必要な予算規模を確保した上で、義務的経費を除いた一般財源を各部に枠配当して要求をまとめ、調整するという方法をとってきた。

これは、合併直後の予算要求における歳入と歳出の大きな乖離の経験から、財政健全化に取り組む中で確立してきた手法であった。その本意は、経常収支比率を改善させて財政規律を堅持しながら、同時に新東名時代に備えたさまざまな政策投資財源を生み出すことにあった。

全庁一丸となって取り組んだこのサイクルと、合併特例債や過疎債等を最大限有効活用した起債管理によって財政状況も大きく改善してきた。

新東名の開通プロセスと合併特例債の活用期間が重なっていた本市において、これは極めて有効な手法であったが、この段階は終期を迎えようとしている。

合併特例債の活用期間の終了と人口減少の影響がより顕著となってくるこれからの段階にあっては、税収減のなかでも経常的公共サービスを質・量ともに確保し、広い地域に散在する老朽化した公共施設の管理計画を最適化させ、人口減少期の都市構造に土地利用を適合させ、「Society5.0」ともいわれる大変革にあわせた人づくり、産業起こしに挑む必要がある。

要は、人口減少の負の影響を最小限に抑え、新産業社会の起爆力を最大限に取り込むことである。

このため、令和2年度予算編成にあたっては、政策・臨時経費の判定と積み上げから始める従来手法を一新し、経常事業経費と政策投資経費の総量をあらかじめ確定し、そのなかで各部署の責任において個別事業をあらためて精査してまとめ上げる手法へと転換し、経常事業の安定性、持続性を図りながら、新規事業、マニフェスト事業、総合計画主要事業の必要財源も確保する形をとることができた。

令和2年度は、第2次総合計画を拠りどころとして『第2次都市計画マスタープラン』『第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画』をはじめ新たな計画事業も立ち上がってくる。公共施設の中長期的な管理計画も個別施設計画にまで踏み込んで、市民参画の議論のなかから集約していく方針である。

地域自治区予算、若者議会予算もそれぞれ創意工夫をこらした意欲的な建議に基づいて調整し、あらためて市民自治社会の進化発展を期するものである。

さらには、奥三河メディカルバレープロジェクト、東三河ドローン・リバー構想推進プロジェクト、世界ラリー選手権事業など、新時代の芽生えを後押しする事業も組まれている。

新市建設15年の経験と教訓に立って、新たな自治体経営へのチャレンジに道筋をつけるべく令和2年度予算案を上程するものである。

予算編成の基本的認識と方針

我が国は、第2次安倍内閣発足後、経済再生を最優先の政策課題と捉え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、長期にわたる景気回復を持続させており、GDPは名目・実質とも過去最大規模に達した。また、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も改善へと変化する中で、景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の動きが生まれ始めている。

昨年6月21日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2019』では、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資による成長力の強化を目指し、誰もが活躍でき、安心して暮らせる一億総活躍社会の実現に向けた「人づくり革命」や「働き方改革」を推進するとともに、引き続き“経済再生なくして財政健全化なし”との基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組むこととしている。

こうした中、本市においては、“つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ”の実現を将来像とした『第2次総合計画』を令和元年度にスタートさせている。さらに、令和2年度は、“しんしろ創生”と人口ビジョンで定める将来像の実現のため『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』がスタートする年度であることから、2つの計画が描く未来の実現に向けた施策に取り組むとともに、急速に進む人口減少、地方交付税の段階的縮減、公共施設維持管理への財政負担の増大などのリスク要因を十分に認識し、自律的にコントロールすることにより、新たな施策に振り向けることができる強固な財政基盤を構築することが必要である。

これらのことを踏まえ、本市の令和2年度予算は、『第2次総合計画』が描く「ひと」・「ちいき」・「まち」が輝ける施策展開を図るとともに、『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる“しんしろ創生”の第一歩が着実に踏み出せるよう、チームしんしろで強固な財政基盤の構築を図りながら、「ひと」・「ちいき」・「まち」の未来への投資も念頭に置いて編成した。

具体的には、福祉円卓会議の開催、公共施設等の管理適正化の推進、森林経営管理システムの構築、新城公共商社の設立、中心市街地及び地域中心核の整備などを重点施策として位置付け、様々な事業展開を図っていくこととしている。

福祉円卓会議では、福祉現場で働く人材が不足している現状を踏まえ、令和元年度に実施した現場で働く方々の労働環境や処遇の実態調査の結果を整理・分析して、福祉職がやりがいを持って働くことのできる地域社会の実現に向け、社会福祉に携わる多職種の専門職の委員により有効な方策を協議・検討する。

公共施設等の管理適正化の推進では、昭和50年代から平成初頭にかけて整備した多くの公共施設が近い将来一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担が危惧されることから、ワークショップから得られた市民の意見を受け止め、市民の理解と協力を得ながら個別施設計画を策定する。

森林経営管理システムの構築では、市域の83%を占める森林面積であるが、長期的な林業の低迷や後継者不足等により管理が適切に行われていない状況であるため、平成31年4月に施行された森林経営管理法により明確となった森林所有者と市町村のそれぞれの責務に基づき、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目指して森林経営管理システムの構築に着手する。

新城公共商社では、まちの稼ぐ力を強化するとともに、地域のブランド力を高めることを目的に、マーケティング調査を基に新城市のブランディングが期待できる商品や付加価値を付けた新城産品を選定した上で、カタログギフトやホームページから販売できるシステムを構築し、全国に販路を拡大させることを目指す。

中心市街地及び地域中心核の整備では、本市の玄関口である新城駅について、JR東海との協定により、長年の懸案であった狭く屋根のない構内こ線橋改修とエレベーター設置によるバリアフリー化が令和3年度までに実現できる見通しであることに加え、新城駅南地区の暫定整備も令和2年度に完了する予定である。また、鳳来地区の地域中心核である長篠地域においては、鳳来総合支所及び周辺地域の総合整備に向け、令和元年度に引き続き老朽化した鳳来総合支所、開発センター及び旧総合庁舎の集約化を図るための基本設計と実施設計を行う。

以上のように、令和2年度予算は、市議会からの政策執行及び予算編成に関する要望、各地域自治区からの建議など様々な市民の声を受け止めるとともに、市長マニフェストに基づく事業、市民生活の福祉向上につながる事業などを優先的に盛り込んだものである。

1 令和2年度予算編成の基本方針

- ① 歳入歳出の全てを見込んだ年間総計予算とする。
- ② 『第2次総合計画』の目指すべき将来像の実現に向け着実な事業推進を図るとともに、『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づくしんしろ創生の事業推進と合わせ、「ひと」・「ちいき」・「まち」が輝いて、市民が豊かさを実感できる予算とする。
- ③ 改良を加えた“一般財源枠配当方式”により、さらに現場主義、経営感覚などを重視した予算とする。
- ④ 施策の優先度については、市民福祉の向上や将来の持続的な発展につながる観点から判断した予算とする。
- ⑤ 『財政健全化推進プラン』に基づき、歳入確保、歳出見直し、公共施設等管理適正化のそれぞれの分野で財政健全化に向けた取組を進める予算とする。
- ⑥ 持続可能なしんしろ創生を実現するため、SDGsの理念、17の目標等の視点を採り入れた予算とする。

2 令和2年度予算の概要

令和2年度予算案の規模は、次のとおりである。

一般会計	238億8,700万円
特別会計	64億15万3千円
企業会計	96億312万1千円
予算総計	398億9,027万4千円

(1) 一般会計

① 歳入

(ア) 市税

市税全体では、地方財政計画や前年度決算見込みを参考にしつつ、直近の経済状況、企業収益の動向などを踏まえ、前年度比1.3%増の73億5,200万円を計上した。

市民税の個人については、前年度比2.8%増の23億7,471万円、法人については、令和元年10月の法人税割の税率引下げに伴い、前年度比5.7%減の4億8,219万7千円とした。

固定資産税については、新增築家屋と新規設備投資の状況から、前年度比1.6%増の37億9,203万1千円とした。

(イ) 地方譲与税

地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、森林整備の促進のため増額が予定されている森林環境譲与税を見込み、前年度比20.7%増の3億5,678万1千円を計上した。

(ウ) 地方消費税交付金

地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、税率引上げの影響を見込み、前年度比27.3%増の11億3,300万円を計上した。

(エ) 地方交付税

地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考に基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減を見込み、前年度比0.4%減の55億6,300万円を計上した。

なお、普通交付税については、平成28年度から始まっている合併算定替による算定額の段階的縮減の影響や基準財政需要額に算入される公債費の増なども見込んで算定した。

(オ) 国庫支出金

障害福祉サービスの介護給付費に係る障害福祉サービス推進事業費負担金の増、個人番号カード交付に係る個人番号カード交付事業費補助金の増などにより前年度比3.3%増の19億8,810万2千円を計上した。

(カ) 県支出金

林道の整備に係る道整備交付金事業補助金の増、携帯電話不感地域解消事業に係る三河山間地域情報格差対策費補助金の減などにより、前年度比5.5%増の14億5,102万5千円を計上した。

(キ) 繰入金

東庁舎改修事業や鳳来総合支所等整備事業に係る庁舎等建設基金、公債費の財源として減債基金から2億円を繰り入れるほか、財源調整として財政調整基金から3億171万6千円を計上した。なお、繰入金全体では、前年度比28.1%減の7億187万1千円の計上となった。

(ク) 市債

し尿等下水道投入施設整備事業、東郷中学校屋内運動場改築事業などの財源として、合併特例債をはじめとした地方債の活用を予定しているほか、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担する臨時財政対策債を7億8,000万円計上した。

市債全体では、前年度比31.5%増の27億6,990万円を計上し、歳入における依存度は前年度比2.5ポイント増の11.6%となった。なお、予算に計上した市債は、元利償還金の全部又は一部が地方交付税に算入されるものとなっている。また、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、前年度比2.5ポイント減のマイナス0.2%を見込んでいる。

② 歳出

令和元年度から第2次総合計画を反映した予算としているが、令和2年度は、これに加え、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートするため、しんしろ創生を推進する予算となるように努めたところである。

政策・臨時経費の判定を経るとともに、市議会の常任委員会（総務消防委員会・厚生文教委員会・経済建設委員会）からの要望や各種団体からの要望についても可能な限り予算に反映した。

第2次総合計画では、将来の都市像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」としており、その実現のため「ひと」・「ちいき」・「まち」の目指す姿を定め、分野別の政策目標と施策を設定している。

以下、令和2年度に予定している主な事業を第2次総合計画の施策体系別に列挙する。

【個性輝く多様な「ひと」が活躍しています】

「ひと」の姿では、人材の育成と確保、活躍促進に向けた取組として、子育ての安全安心を守ること、子どもたちの能力と個性を活かす力を育てること、市民の学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくること、立場や世代を越えて認め合い、支え合う人をつなげることを政策目標に掲げている。

子ども・子育ての分野では、国に先駆けて平成30年度から3歳児から5歳児の教育・保育に係る基本保育料を無償化してきたところであるが、令和元年10月からは、国の制度による幼児教育・保育の無償化へ移行するとともに、市独自の施策として給食費についても無償化している。また、『こどもの未来応援事業計画』の計画期間満了を令和3年度に控え、令和2年度には子ども・子育て世帯の生活実態を把握するためのアンケート調査を行う。

市子ども医療費助成事業では、現在、中学生までを対象に保険診療分の自己負担額を助成しているが、令和2年度から入院に係る医療費の自己負担額について、18歳までに拡充する。

教育面では、英語教育において、令和2年度から小学校高学年の教科化及び中学年の必須化、中学校ではグローバル社会に必要なコミュニケーション能力の向上に対応するため、引き続き市内全小中学校に外国語指導助手を派遣し、本物の英語に触れる機会を提供する。また、個別の支援が必要な児童生徒に対して引き続きハートフルスタッフの配置を行うとともに、学校生活適応指導教室「あすなる教室」の開設や臨床心理士による専門相談など、不登校の児童生徒に対する支援策の充実を図る。そのほか、増加する外国人児童生徒への支援では、語学支援や保護者への通訳業務などを行うスタッフの配置を継続する。

小中学校の環境づくりでは、雨漏りや床の劣化などで老朽化が進んでいる東郷中学

校屋内運動場の改築事業が継続事業の2年目となり完成を迎えるとともに、小中学校の老朽化した給食用リフトの改修及び屋内運動場の床改修を行う。また、老朽化した学校給食施設の更新のため共同調理場建設に向けた実施設計に着手する。

文化や自然の分野では、地域文化広場の老朽化したエレベーター及び自動ドア等の修繕を予定している。また、愛知県が平成27年3月に策定した『東三河振興ビジョン』で位置づけられた「東三河ジオパーク構想」の推進を図るため、東三河の地質遺産をめぐるジオツアーを引き続き開催し、日本ジオパークとして認定を受けるための準備を進めていく。そのほか、市文化事業では、新城音楽祭、新城薪能、新城歌舞伎など様々な分野の文化行事に加え、愛知県芸術劇場と連携し、市内小学3、4年生を対象とした舞台鑑賞教室を開催する。

地域自治区制度については、平成25年度に自治基本条例と地域自治区条例を施行し、これまで市民自治社会を支える制度の定着を図ってきたが、令和2年度は、それぞれの地域自治区で策定した地域計画に基づいた事業が本格的に始まることとなった。引き続き、地域づくり活動を支援する「地域活動交付金制度」及び地域として優先度の高い事業を市が直接実施する「地域自治区予算制度」を継続し、地域の自立に向けた取組を支援していく。

自治基本条例の運用では、市民まちづくり集会をはじめ、中学生議会、若者議会、女性議会を引き続き開催し、様々な世代や性別など多角的な視点から積極的に意見や政策提案を受けることにより、今後のまちづくりに活かしていく予定である。

社会福祉では、地域福祉の更なる充実を図るため、平成29年度に策定した障害者に対する施策の基本的内容を定める『障害者計画』の中間見直しを行うとともに、『第6期障害福祉計画』『第2期障害児福祉計画』の策定を行う。また、障害者の自立に向けた相談拠点である「基幹相談支援センター」や生活困窮者に対する自立支援の場である「くらし・しごとサポートセンター」を引き続き開設するほか、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な市民の権利や財産を守るため、「成年後見支援センター」の機能を拡充する。

老人福祉では、平成30年度から東三河広域連合が介護保険事業の保険者となり、認知症総合支援事業など各種介護サービスの充実に努めていく。また、高齢者福祉の方向性及び施策を定める『高齢者福祉計画』の計画期間満了に伴い、次の第8期計画を策定する。さらに、要介護者・要支援者の在宅医療や介護需要を支え、医療・介護・予防・生活支援などを担う関係機関が連携した「地域包括ケア」についても充実を図っていく。

福祉円卓会議運営事業では、福祉現場に携わる方々がやりがいを持って働くことができる地域社会の形成と福祉職の社会的評価の向上を目指し、平成30年度に創設した福祉円卓会議を引き続き開催する。

未病対策推進事業では、名古屋大学と共同でプレゼンティーズム（健康問題に関連した労働生産性損失）の主な原因として予測される慢性疼痛（首肩痛、腰痛等）につ

いて、市内のモデル地区の60歳から75歳の方を対象にスクリーニング調査・生活習慣に関する実態調査を行い、未病対策の実施体制構築のための基礎資料とする。

【快適で潤いある「ちいき」に暮らしています】

「ちいき」の姿では、暮らしの場をつくる取組として、豊かさが実感できる居心地の良い暮らしをつくること、それぞれの地域が継承してきた地域資源を最大活用すること、健康維持や医療・介護・福祉の向上、防災体制の強化など人生100年の安全安心をつくることを政策目標に掲げている。

道路網の整備では、国の地方創生道整備推進交付金や社会資本整備総合交付金を活用し、市道入船線、市道萩平野川大田線などの舗装工事を行うほか、生活道路の改良・舗装、側溝整備、交通安全施設整備なども引き続き行う。さらに、老朽化した橋りょうやトンネルなどの安全性を確保するため、橋りょう長寿命化対策や道路ストック対策にも積極的に取り組んでいく。そのほか、東名高速道路にスマートインターチェンジを設置することを目指し、引き続き豊橋市と協力しながら基礎調査などを進める。

上下水道では、「安全な水を安定的に供給する」を目標に、老朽化した水道管や施設の計画的な改修・更新を進めるとともに、生活環境の保全のため、「快適な暮らしを未来につなげる下水道」を目標に、下水道整備や未接続者への周知を進める。

市民の日常生活を支える公共交通網の整備では、平成28年度に策定した『地域公共交通網形成計画』に基づき、引き続きSバス11路線の運行を行う。令和元年10月からデマンド型の運行に切り替えた守義線とつくであしがる線については、地域の足として利便性の向上を図ることとしている。また、地域で運営するデマンド交通に必要な自家用有償運送の登録を支援するとともに、運営に対する補助制度を新たに創設する。民間バス3路線についても路線維持のための補助を継続し、児童生徒の通学手段や車を持たない高齢者の通院・買物などの移動手段を確保する。

文化財保護事業では、国指定重要文化財である「絹本著色三千仏名宝塔図」の保存修理、「東照宮」防災施設改修に要する経費を国、県と協調して補助するとともに、市指定史跡である「古宮城跡」において、案内及び説明看板を整備する。

共育活動の推進では、共育推進計画に基づき、学校・家庭・地域が力を合わせ、共に過ごし、共に学び、共に育つ「共育」活動の取組として、ものづくり講座をはじめとする共育講座の開催や共育活動を実施する社会教育団体や生涯学習活動を実施する行政区へ助成するとともに、成人としての責任と自覚を意識づける成人式を開催する。

地域医療では、第1次救急医療体制としての休日診療所、夜間診療所、在宅当番医制の維持に努めるとともに、訪問看護ステーションやしんしろ助産所についても医療機関との連携をさらに深めながら、利用の促進と運営の充実を図っていく。また、新城市民病院については、市民にとってなくてはならない存在であることから、引き続き医師の招聘に全力を挙げ、地域の基幹病院としての役割を果たしていく。

防災対策では、南海トラフ地震や近年の台風、局地的大雨などによる災害に備えて、応急対策や避難所などで必要な物資を計画的に整備するとともに、災害時の被害情報や道路の通行止めなどの情報を地図上に登録し、リアルタイムで集約・共有することができるシステムを新たに構築する。また、災害時の情報伝達機能を担う防災行政無線の屋外拡声子局の一部を電波法の改正に対応するため、改修を行う。

消防体制の整備では、消防救急デジタル無線中継局の非常用発電設備の修繕を行うほか、黒田地内はじめ5か所の防火水槽の改修を行うとともに、上平井及び乗本地内の老朽化した防火水槽の解体を行う。また、消防団の設備整備では、東郷分団第6班、八名分団第3班及び東陽分団第5班の小型動力ポンプ付積載車の更新を行う。

交通安全対策では、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納支援事業を継続実施するとともに、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、65歳以上の市民を対象に、自動車に後付けする安全運転支援装置の購入及び設置費用の一部を補助する制度を新たに創設する。

【活力にあふれた「まち」になっています】

「まち」の姿では、都市機能の整備と産業振興の強化などに向けた取組として、経済活動と市民生活を支える都市基盤を整えること、自然環境を守ることなどによるゆとりあるまちを形成すること、農林業を成長産業にすること、地域産業の振興で賑わいを創出すること、交流によるダイナミズムを成長に変えることを政策目標に掲げている。

市街地の整備では、新城駅南地区の暫定整備を継続し、駅前広場及び市道的場宮ノ西線の拡幅工事の完成を目指す。また、新城駅構内にエレベーターと屋根付きこ線橋を設置するため、JR東海との協定に基づき、令和元年度に引き続き工事負担金を計上した。なお、この事業を円滑に推進するため、令和元年度に引き続き市内外から広く寄附を募ることとしている。そのほか、令和元年度に策定した『第2次都市計画マスタープラン』に位置付けられた土地利用計画に基づき、良好な市街地の形成を図るために、市街化区域の土地利用現況調査を実施し、用途地域の変更に着手するとともに、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため『第2期中心市街地活性化基本計画』の策定に着手する。

鳳来総合支所等整備事業では、鳳来地区の中心核として長篠地区の総合整備に向けて、老朽化した鳳来総合支所、開発センター及び旧総合庁舎の集約を図るため、令和元年度に引き続き基本設計と実施設計を行う。

高速バス運行事業では、平成28年7月から運行を開始した高速乗合バス「山の湊号」が令和2年3月31日をもって実証実験の終期を迎えることから、これまでの運行実績を基に本市にもたらした効果等の検証を行い、公共交通としての意義があること、需要がありながらもまだ十分に掘り起こせていないこと、インフラとしてのポテ

ンシャルが高く経済効果等の面で開発の余地があることなどの結論に至ったため、国県補助が受けられる地域間幹線系統としての位置付けにも努めながら、引き続き3年間の事業継続をすることとした。

廃棄物処理では、クリーンセンターの長寿命化計画に基づき、令和2年度から令和3年度の2か年の継続事業としてクレーンの更新を行うとともに、灰安定化装置の更新を行う。

農業では、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など、依然として厳しい状況が続いているが、今後とも新規就農者の確保に努め、本市の農業の基幹となる施設園芸従事者の若返りを図り、産地を支える担い手農家の確保・育成を推進する。また、農業者や農業者団体が行う農業用機械の導入経費に対する支援、農業生産活動の支援を行う「中山間地域等直接支払事業」、農村環境の保全のための「多面的機能支払交付金事業」などを継続する。

林業では、平成31年4月に施行された森林経営管理法により明確となった森林所有者と市町村のそれぞれの責務に基づき、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目的とする森林経営管理制度の構築に着手する。また、平成22年度に策定した『森づくり基本計画』の計画期間満了に伴い、森林環境譲与税や森林経営管理法の創設など社会情勢の変化を反映した新たな計画を策定するとともに、令和元年度から稼働している木質バイオマスボイラー事業に係る薪生産体制の安定化に向けた必要資材の購入を行う。なお、これらの事業については、令和元年度から交付されている森林環境譲与税を活用する。

地域産業の振興では、人材不足が市内事業所においても喫緊の課題となっているため、ハローワークと連携しながら「高校生のための企業説明会」、「山の湊新城市求人面接会」などを開催し、新規雇用者の確保に努める。

観光では、新東名高速道路からのアクセスの玄関口に位置する「もっくる新城」には、平成27年3月の開駅以来、毎年100万人を超える来場者があることから、今後も奥三河の観光ハブステーションとしての役割を果たすべく、官民一体となった魅力創出に取り組んでいく。また、市観光協会や奥三河観光協議会などと連携した様々な観光イベントを企画するとともに、周辺地域の観光関係団体とさらに連携を深め、積極的な観光PRを展開していく。

スポーツツーリズムの推進では、本市に潜在するスポーツ資源と観光の融合を図り、魅力と楽しさを体験する着地型観光プログラムの開発を行うことに加え、「2026アジア競技大会」を見据えた自転車ロードレースの開催やサイクリングマップを活用し、“じてんしゃのまち新城”を広くPRする。また、世界ラリー選手権日本ラウンドが令和2年11月にこの地方で開催されるのに合わせて、新城ラリーのノウハウを活かし、市内でラリーイベントを開催する。

公共商社推進事業では、まちの稼ぐ力を強化するとともに、地域のブランド力を高めることを目的に、マーケティング調査を基に新城市のブランディングが期待できる

商品や付加価値を付けた新城産品を選定した上で、カタログギフトやホームページから販売できるシステムを構築し、全国に販路を拡大させることを目指す。

【「ひと」・「ちいき」・「まち」の姿、目標、施策を達成するための行政経営の方針】

第2次総合計画では、第1次総合計画で取り組んできた「経営資源である財政、組織、人材、情報」の各ビジョンに沿った目標として、将来に責任を持つ行財政運営を行うこと、市民ニーズに即応する挑戦できる組織づくりを行うこと、市民価値を高めることのできる人材の確保・育成などに取り組むこと、情報技術でひと・ちいき・まちをつなげることを掲げ、更なる経営資源の向上を図ることとしている。

財政運営では、中・長期的な財政見通しを念頭に置きながら、第2次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく計画的な事業執行と予算配分に努める。また、人口減少による税収減、地方交付税の段階的縮減、老朽化した公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大などのリスク要因を自立的にコントロールし、健全で持続可能な行財政運営を行うため、『財政健全化推進プラン』に基づく取組を着実に実行に移していく。

公共施設マネジメント推進事業では、令和元年度に開催した「公共施設の「これから」を考える市民ワークショップ」での意見を参考に、施設の統廃合、中長期的な維持管理費の縮減を目的とした『公共施設個別施設計画（仮称）』を策定する。

東庁舎改修事業では、東庁舎の長寿命化を図るため、令和元年度からの継続事業として令和2年6月末の完成に向けて全面改修工事を引き続き実施する。

議会ICT化推進事業では、議会資料の電子化・データベース化による効率的な議会審議及び議会・議員活動の見える化を目指し、全議員へタブレット端末を貸与するとともに、文書共有システムを導入する。

人材育成では、「市民価値を高めることのできる職員」を求められる職員像として定めており、市民の福祉向上と地域社会の発展のために最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を目指している。このような職員を育成するため、職種や職階に応じて様々な研修機会を提供していく。

ホームページの運用では、誰でも使いやすく、見やすいホームページを目指し、令和元年度に全面リニューアルした。子育て世代、高齢者世代、訪問者の3つのターゲットユーザーの視点で情報を分類し、利用者が知りたい情報にスムーズにたどり着ける構成となり、今後も新鮮で的確な情報提供に努める。

(2) 特別会計

19特別会計（うち財産区15を含む。）の予算総額は、前年度比0.1%減の64億15万3千円である。

① 国民健康保険事業特別会計

予算総額は、46億6,010万円で前年度比1.3%の減とした。

国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付を行う。

国保広域化により愛知県が財政運営の主体となったことに伴う、県へ納付する国民健康保険事業費納付金については、前年度より一人当たりの納付金が2.47%増加しているが、その財源となる国保税については、国民健康保険事業基金を活用することにより、税率を据え置き、被保険者への影響を抑えた。

そのほか、国保事業の適正かつ安定的な運営と被保険者の健康増進のため、引き続き医療費の適正化と保健事業の推進に努めていく。

② 後期高齢者医療特別会計

予算総額は、14億1,830万円で前年度比6.4%の増とした。

愛知県後期高齢者医療広域連合が運営する制度のうち、各種届出・申請の受付、被保険者証更新、保険料の徴収納付、後期高齢者医療保健事業の実施、過誤納保険料の還付などを行う。

③ 国民健康保険診療所特別会計

予算総額は、1億5,250万円で前年度比12.8%の減とした。

作手地区唯一の公設の診療所として、外来診療、在宅支援、健診、予防接種の提供を行うとともに、新城市民病院などの関係機関と連携し、地域で暮らす人々が安心して暮らすための医療水準確保に取り組んでいく。

④ 宅地造成事業特別会計

予算総額は、3,500万円で前年度比25.4%の減とした。

新城地区においてサンヒル新城、作手地区においてタイコヤシキと長者平団地の維持管理及び宅地分譲を行う。

サンヒル新城（1区画）と長者平団地（19区画）の販売促進に取り組む。

⑤ 財産区特別会計

15財産区特別会計の予算総額は、1億3,425万3千円で前年度比2.9%の増とし、引き続き各財産区財産の適正な管理を行っていく。

(3) 企業会計

4 企業会計の予算総額（収益的支出予定額と資本的支出予定額の合算額）は、前年度比 3.4% 増の 96 億 312 万 1 千円である。

① 病院事業会計

予算総額は、47 億 2,149 万 4 千円で前年度比 0.5% の増とした。

年間患者数は、外来 69,255 人（前年度比 3.2% 減）、入院 37,230 人（前年度比 3.1% 減）を見込んでいる。

地域の基幹病院として、医療の質向上や医療体制の維持、充実を図るためには、医師、看護師などの医療スタッフの招聘が重要であることから、引き続き関係医療機関等への医師派遣依頼、民間医師紹介業の活用、薬剤師及び看護師等修学資金の貸与などに努めるとともに、電動ベッドや CT 等の医療機器の整備や空調機の改修を行う。

② 水道事業会計

予算総額は、30 億 7,554 万 1 千円で前年度比 8.1% の増とした。

給水件数は 19,023 件、年間総給水量は 501 万 3,000 立方メートル（自己水 64.8%、愛知県営水道受水 35.2%）を見込んでいる。

令和 2 年度は、庭野地内で配水管耐震対策工事を施工するほか、桜淵水道監視センター中央監視装置更新工事などを行う。

③ 工業用水道事業会計

予算総額は、1,480 万 9 千円で前年度比 1.9% の増とした。

給水件数は 5 件、年間給水量は 31 万 250 立方メートル（自己水 100%）を見込んでいる。

④ 下水道事業会計

予算総額は、17 億 9,127 万 7 千円で前年度比 3.7% の増とした。

水洗化人口は 19,227 人、年間総排水量は 236 万 7,353 立方メートルを見込んでいる。

令和 2 年度は、中市場、石田地区の公共下水道污水管渠布設工事を施工するほか、杉山地区の実施設計業務を委託する。

令和 2 年度 予算 の 規模

1. 総 額

区 分	令和 2 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	差 引 額 (千円)	伸 率 (%)
一 般 会 計	23,887,000	23,050,000	837,000	3.6
特 別 会 計	6,400,153	6,407,547	△ 7,394	△ 0.1
企 業 会 計	9,603,121	9,287,134	315,987	3.4
総 計	39,890,274	38,744,681	1,145,593	3.0

2. 一 般 会 計 (歳入)

区 分	令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
1 市 税	7,352,000	30.8	7,255,000	31.5	97,000	1.3
2 地 方 譲 与 税	356,781	1.5	295,501	1.3	61,280	20.7
3 利 子 割 交 付 金	9,000	0.0	12,000	0.1	△ 3,000	△ 25.0
4 配 当 割 交 付 金	39,000	0.2	41,000	0.2	△ 2,000	△ 4.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,000	0.1	39,000	0.2	△ 5,000	△ 12.8
6 法 人 事 業 税 交 付 金	37,000	0.2	-	0.0	37,000	皆増
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,133,000	4.7	890,000	3.9	243,000	27.3
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	67,000	0.3	69,000	0.3	△ 2,000	△ 2.9
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	74,000	0.3	△ 73,999	△ 100.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	100,000	0.4	30,000	0.1	70,000	233.3
11 地 方 特 例 交 付 金	48,000	0.2	85,958	0.4	△ 37,958	△ 44.2
12 地 方 交 付 税	5,563,000	23.3	5,586,000	24.2	△ 23,000	△ 0.4
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000	0.0	8,000	0.0	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	489,459	2.0	518,285	2.2	△ 28,826	△ 5.6
15 使 用 料 及 び 手 数 料	380,547	1.6	386,162	1.7	△ 5,615	△ 1.5
16 国 庫 支 出 金	1,988,102	8.3	1,923,943	8.3	64,159	3.3
17 県 支 出 金	1,451,025	6.1	1,374,895	6.0	76,130	5.5
18 財 産 収 入	109,170	0.5	96,423	0.4	12,747	13.2
19 寄 附 金	40,034	0.2	16,337	0.1	23,697	145.1
20 繰 入 金	701,871	2.9	976,494	4.2	△ 274,623	△ 28.1
21 繰 越 金	300,000	1.3	300,000	1.3	0	0.0
22 諸 収 入	910,110	3.8	966,202	4.2	△ 56,092	△ 5.8
23 市 債	2,769,900	11.6	2,105,800	9.1	664,100	31.5
うち 臨 時 財 政 対 策 債	780,000	3.3	780,000	3.4	0	0.0
歳 入 合 計	23,887,000	100.0	23,050,000	100.0	837,000	3.6

3. 一般会計(歳出)

区 分	令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
1 議 会 費	206,539	0.9	207,273	0.9	△ 734	△ 0.4
2 総 務 費	2,963,599	12.4	3,256,597	14.1	△ 292,998	△ 9.0
3 民 生 費	6,658,185	27.9	6,483,734	28.1	174,451	2.7
4 衛 生 費	3,519,363	14.7	3,247,911	14.1	271,452	8.4
5 労 働 費	86,303	0.4	85,346	0.4	957	1.1
6 農 林 水 産 業 費	1,361,929	5.7	1,028,528	4.5	333,401	32.4
7 商 工 費	992,978	4.1	1,141,229	4.9	△ 148,251	△ 13.0
8 土 木 費	1,972,588	8.2	1,870,028	8.1	102,560	5.5
9 消 防 費	1,502,171	6.3	1,543,889	6.7	△ 41,718	△ 2.7
10 教 育 費	1,809,116	7.6	1,515,783	6.6	293,333	19.4
11 災 害 復 旧 費	46,500	0.2	42,132	0.2	4,368	10.4
12 公 債 費	2,717,729	11.4	2,577,550	11.2	140,179	5.4
13 予 備 費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0
歳 出 合 計	23,887,000	100.0	23,050,000	100.0	837,000	3.6

4. 特別会計

区 分	令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
国民健康保険事業	4,660,100	72.8	4,722,900	73.7	△ 62,800	△ 1.3
後期高齢者医療	1,418,300	22.2	1,332,400	20.8	85,900	6.4
国民健康保険診療所	152,500	2.4	174,900	2.7	△ 22,400	△ 12.8
宅地造成事業	35,000	0.5	46,900	0.7	△ 11,900	△ 25.4
財 産 区	134,253	2.1	130,447	2.1	3,806	2.9
計	6,400,153	100.0	6,407,547	100.0	△ 7,394	△ 0.1

5. 企業会計

区 分	令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	金 額 (千円)	増 減 率 (%)
病 院 事 業	4,721,494	49.2	4,698,646	50.6	22,848	0.5
水 道 事 業	3,075,541	32.0	2,846,187	30.6	229,354	8.1
工業用水道事業	14,809	0.1	14,539	0.2	270	1.9
下 水 道 事 業	1,791,277	18.7	1,727,762	18.6	63,515	3.7
計	9,603,121	100.0	9,287,134	100.0	315,987	3.4

6. 一般会計財源調書

区 分		令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
		予 算 額 (千円)	構成比 (%)	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
自主財源	市 税	7,352,000	30.8	7,255,000	31.5	97,000	1.3
	分担金・負担金・寄附金	529,493	2.2	534,622	2.3	△ 5,129	△ 1.0
	使用料・手数料	380,547	1.6	386,162	1.7	△ 5,615	△ 1.5
	財 産 収 入	109,170	0.5	96,423	0.4	12,747	13.2
	繰 入 金	701,871	2.9	976,494	4.2	△ 274,623	△ 28.1
	(うち財政調整基金取崩)	301,716	1.3	612,000	2.7	△ 310,284	△ 50.7
	繰 越 金	300,000	1.3	300,000	1.3	0	0.0
	諸 収 入	910,110	3.8	966,202	4.2	△ 56,092	△ 5.8
計	10,283,191	43.1	10,514,903	45.6	△ 231,712	△ 2.2	
依存財源	地 方 譲 与 税	356,781	1.5	295,501	1.3	61,280	20.7
	利子割交付金	9,000	0.0	12,000	0.1	△ 3,000	△ 25.0
	配当割交付金	39,000	0.2	41,000	0.2	△ 2,000	△ 4.9
	株式等譲渡所得割交付金	34,000	0.1	39,000	0.2	△ 5,000	△ 12.8
	法人事業税交付金	37,000	0.2	-	0.0	37,000	皆増
	地方消費税交付金	1,133,000	4.7	890,000	3.9	243,000	27.3
	ゴルフ場利用税交付金	67,000	0.3	69,000	0.3	△ 2,000	△ 2.9
	自動車取得税交付金	1	0.0	74,000	0.3	△ 73,999	△ 100.0
	環境性能割交付金	100,000	0.4	30,000	0.1	70,000	233.3
	地方特例交付金	48,000	0.2	85,958	0.4	△ 37,958	△ 44.2
	地方交付税	5,563,000	23.3	5,586,000	24.2	△ 23,000	△ 0.4
	交通安全対策特別交付金	8,000	0.0	8,000	0.0	0	0.0
	国・県支出金	3,439,127	14.4	3,298,838	14.3	140,289	4.3
市 債	2,769,900	11.6	2,105,800	9.1	664,100	31.5	
計	13,603,809	56.9	12,535,097	54.4	1,068,712	8.5	
合 計	23,887,000	100.0	23,050,000	100.0	837,000	3.6	
内訳	一 般 財 源	16,815,242	70.4	16,578,419	71.9	236,823	1.4
	特 定 財 源	7,071,758	29.6	6,471,581	28.1	600,177	9.3

7. 一般会計性質別調書

区 分		令和 2 年度		令和 元 年度		差 引	
		予 算 額 (千円)	構成比 (%)	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
義務的経費	人 件 費	5,879,960	24.6	5,245,809	22.8	634,151	12.1
	扶 助 費	2,800,259	11.7	2,900,975	12.6	△ 100,716	△ 3.5
	公 債 費	2,717,729	11.4	2,577,550	11.2	140,179	5.4
	計	11,397,948	47.7	10,724,334	46.6	673,614	6.3
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費	2,963,441	12.4	2,653,694	11.5	309,747	11.7
	補 助 事 業 費	1,063,606	4.4	1,103,633	4.8	△ 40,027	△ 3.6
	単 独 事 業 費	1,886,706	7.9	1,532,101	6.6	354,605	23.1
	受 託 ・ 県 営	13,129	0.1	17,960	0.1	△ 4,831	△ 26.9
	災 害 復 旧 事 業 費	45,180	0.2	40,890	0.2	4,290	10.5
計	3,008,621	12.6	2,694,584	11.7	314,037	11.7	
その他の経費	物 件 費	4,098,289	17.2	4,197,404	18.2	△ 99,115	△ 2.4
	維 持 補 修 費	93,611	0.4	66,367	0.3	27,244	41.1
	補 助 費 等	3,408,887	14.3	3,347,477	14.5	61,410	1.8
	繰 出 金	1,082,415	4.5	1,066,569	4.6	15,846	1.5
	貸 付 金	319,824	1.3	319,606	1.4	218	0.1
そ の 他	477,405	2.0	633,659	2.7	△ 156,254	△ 24.7	
計	9,480,431	39.7	9,631,082	41.7	△ 150,651	△ 1.6	
歳 出 合 計	23,887,000	100.0	23,050,000	100.0	837,000	3.6	

令和2年度一般会計予算の主な歳入

(単位：千円)

歳入の区分	金額	主 な 歳 入 内 容																																																																		
1 市税	7,352,000	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">市民税</td> <td style="text-align: right;">2,856,907</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 個人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,374,710</td> </tr> <tr> <td> 法人</td> <td></td> <td style="text-align: right;">482,197</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td style="text-align: right;">3,792,031</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 固定資産税</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,767,835</td> </tr> <tr> <td> 国有資産等所在市町村交付金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">24,196</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td style="text-align: right;">181,968</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市たばこ税</td> <td style="text-align: right;">237,194</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入湯税</td> <td style="text-align: right;">19,604</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td style="text-align: right;">264,296</td> <td></td> </tr> </table>	市民税	2,856,907		個人		2,374,710	法人		482,197	固定資産税	3,792,031		固定資産税		3,767,835	国有資産等所在市町村交付金		24,196	軽自動車税	181,968		市たばこ税	237,194		入湯税	19,604		都市計画税	264,296																																					
市民税	2,856,907																																																																			
個人		2,374,710																																																																		
法人		482,197																																																																		
固定資産税	3,792,031																																																																			
固定資産税		3,767,835																																																																		
国有資産等所在市町村交付金		24,196																																																																		
軽自動車税	181,968																																																																			
市たばこ税	237,194																																																																			
入湯税	19,604																																																																			
都市計画税	264,296																																																																			
2 地方譲与税	356,781	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">地方揮発油譲与税</td> <td style="text-align: right;">71,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車重量譲与税</td> <td style="text-align: right;">185,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方道路譲与税</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境譲与税</td> <td style="text-align: right;">100,780</td> <td></td> </tr> </table>	地方揮発油譲与税	71,000		自動車重量譲与税	185,000		地方道路譲与税	1		森林環境譲与税	100,780																																																							
地方揮発油譲与税	71,000																																																																			
自動車重量譲与税	185,000																																																																			
地方道路譲与税	1																																																																			
森林環境譲与税	100,780																																																																			
3 利子割交付金	9,000																																																																			
4 配当割交付金	39,000																																																																			
5 株式等譲渡所得割交付金	34,000																																																																			
6 法人事業税交付金	37,000																																																																			
7 地方消費税交付金	1,133,000																																																																			
8 ゴルフ場利用税交付金	67,000																																																																			
9 自動車取得税交付金	1																																																																			
10 環境性能割交付金	100,000																																																																			
11 地方特例交付金	48,000																																																																			
12 地方交付税	5,563,000																																																																			
13 交通安全対策特別交付金	8,000																																																																			
14 分担金及び負担金	489,459	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">分担金</td> <td style="text-align: right;">5,420</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 県営農地環境整備事業分担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td> 山村振興営農環境整備事業分担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,966</td> </tr> <tr> <td> 農地農業用施設災害復旧事業分担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">440</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td style="text-align: right;">484,039</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 広域消防事務費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">437,256</td> </tr> <tr> <td> 保育所保育料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">34,796</td> </tr> <tr> <td> デジタル消防救急無線業務負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10,698</td> </tr> </table>	分担金	5,420		県営農地環境整備事業分担金		2,000	山村振興営農環境整備事業分担金		1,966	農地農業用施設災害復旧事業分担金		440	負担金	484,039		広域消防事務費負担金		437,256	保育所保育料		34,796	デジタル消防救急無線業務負担金		10,698																																										
分担金	5,420																																																																			
県営農地環境整備事業分担金		2,000																																																																		
山村振興営農環境整備事業分担金		1,966																																																																		
農地農業用施設災害復旧事業分担金		440																																																																		
負担金	484,039																																																																			
広域消防事務費負担金		437,256																																																																		
保育所保育料		34,796																																																																		
デジタル消防救急無線業務負担金		10,698																																																																		
15 使用料及び手数料	380,547	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">使用料</td> <td style="text-align: right;">272,882</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 市営住宅使用料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">80,256</td> </tr> <tr> <td> 訪問看護介護保険収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">37,776</td> </tr> <tr> <td> 湯谷温泉源使用料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">20,978</td> </tr> <tr> <td> 訪問看護医療保険収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17,556</td> </tr> <tr> <td> 休日診療所診療報酬</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17,521</td> </tr> <tr> <td> 文化会館使用料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17,460</td> </tr> <tr> <td> 夜間診療所診療報酬</td> <td></td> <td style="text-align: right;">13,725</td> </tr> <tr> <td> 道路等占用料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">13,262</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: right;">107,665</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 可燃性一般廃棄物処理手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">29,729</td> </tr> <tr> <td> 浄化槽汚泥処理手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">24,498</td> </tr> <tr> <td> 汲取手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">23,657</td> </tr> </table>	使用料	272,882		市営住宅使用料		80,256	訪問看護介護保険収入		37,776	湯谷温泉源使用料		20,978	訪問看護医療保険収入		17,556	休日診療所診療報酬		17,521	文化会館使用料		17,460	夜間診療所診療報酬		13,725	道路等占用料		13,262	手数料	107,665		可燃性一般廃棄物処理手数料		29,729	浄化槽汚泥処理手数料		24,498	汲取手数料		23,657																											
使用料	272,882																																																																			
市営住宅使用料		80,256																																																																		
訪問看護介護保険収入		37,776																																																																		
湯谷温泉源使用料		20,978																																																																		
訪問看護医療保険収入		17,556																																																																		
休日診療所診療報酬		17,521																																																																		
文化会館使用料		17,460																																																																		
夜間診療所診療報酬		13,725																																																																		
道路等占用料		13,262																																																																		
手数料	107,665																																																																			
可燃性一般廃棄物処理手数料		29,729																																																																		
浄化槽汚泥処理手数料		24,498																																																																		
汲取手数料		23,657																																																																		
16 国庫支出金	1,988,102	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">1,259,853</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 障害福祉サービス推進事業費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">473,829</td> </tr> <tr> <td> 児童手当負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">410,916</td> </tr> <tr> <td> 医療扶助費等負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">94,273</td> </tr> <tr> <td> 生活扶助費等負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">71,975</td> </tr> <tr> <td> 障害児施設措置費（給付費等）負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">45,447</td> </tr> <tr> <td> 児童扶養手当給付費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">40,632</td> </tr> <tr> <td> 国民健康保険基盤安定等負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">37,000</td> </tr> <tr> <td> 子どものための教育・保育給付費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">27,318</td> </tr> <tr> <td> 公共土木施設災害復旧事業費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> <tr> <td> 特別障害者手当等給付費負担金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">12,213</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">720,167</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方創生道整備推進交付金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">352,500</td> </tr> <tr> <td> 農山漁村振興交付金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">113,450</td> </tr> <tr> <td> 社会資本整備総合交付金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">62,100</td> </tr> <tr> <td> 地域生活支援事業等補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">46,029</td> </tr> <tr> <td> 社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">37,675</td> </tr> <tr> <td> 個人番号カード交付事業費補助金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">27,724</td> </tr> <tr> <td> 子ども・子育て支援交付金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">17,832</td> </tr> <tr> <td> 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">14,064</td> </tr> <tr> <td>国庫委託金</td> <td style="text-align: right;">8,082</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国民年金事務委託金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6,362</td> </tr> </table>	国庫負担金	1,259,853		障害福祉サービス推進事業費負担金		473,829	児童手当負担金		410,916	医療扶助費等負担金		94,273	生活扶助費等負担金		71,975	障害児施設措置費（給付費等）負担金		45,447	児童扶養手当給付費負担金		40,632	国民健康保険基盤安定等負担金		37,000	子どものための教育・保育給付費負担金		27,318	公共土木施設災害復旧事業費負担金		20,000	特別障害者手当等給付費負担金		12,213	国庫補助金	720,167		地方創生道整備推進交付金		352,500	農山漁村振興交付金		113,450	社会資本整備総合交付金		62,100	地域生活支援事業等補助金		46,029	社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）		37,675	個人番号カード交付事業費補助金		27,724	子ども・子育て支援交付金		17,832	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）		14,064	国庫委託金	8,082		国民年金事務委託金		6,362
国庫負担金	1,259,853																																																																			
障害福祉サービス推進事業費負担金		473,829																																																																		
児童手当負担金		410,916																																																																		
医療扶助費等負担金		94,273																																																																		
生活扶助費等負担金		71,975																																																																		
障害児施設措置費（給付費等）負担金		45,447																																																																		
児童扶養手当給付費負担金		40,632																																																																		
国民健康保険基盤安定等負担金		37,000																																																																		
子どものための教育・保育給付費負担金		27,318																																																																		
公共土木施設災害復旧事業費負担金		20,000																																																																		
特別障害者手当等給付費負担金		12,213																																																																		
国庫補助金	720,167																																																																			
地方創生道整備推進交付金		352,500																																																																		
農山漁村振興交付金		113,450																																																																		
社会資本整備総合交付金		62,100																																																																		
地域生活支援事業等補助金		46,029																																																																		
社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）		37,675																																																																		
個人番号カード交付事業費補助金		27,724																																																																		
子ども・子育て支援交付金		17,832																																																																		
社会資本整備総合交付金（地域住宅計画事業）		14,064																																																																		
国庫委託金	8,082																																																																			
国民年金事務委託金		6,362																																																																		

令和2年度一般会計予算の主な歳入

(単位：千円)

歳入の区分	金額	主 な 歳 入 内 容	金額	金額	
17 県支出金	1,451,025	県負担金	603,153		
		障害福祉サービス推進事業費負担金		236,914	
		国民健康保険基盤安定等負担金		113,506	
		後期高齢者医療保険基盤安定等負担金		108,936	
		児童手当負担金		91,452	
		県補助金	658,644		
		道整備交付金事業補助金		71,733	
		中山間地域等直接支払交付金		65,704	
		小規模林道事業補助金		50,720	
		後期高齢者福祉医療費給付費補助金		50,343	
		障害者医療費補助金		43,897	
		子ども医療費補助金		38,756	
		企業再投資促進補助金		31,599	
		鳥獣被害防止総合対策事業費補助金		30,056	
		多面的機能支払交付金		29,785	
		農山漁村地域整備交付金事業補助金		24,400	
		農業人材力強化総合支援事業費補助金		24,000	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金		23,370	
		地域生活支援事業等補助金		23,012	
		地域子ども・子育て支援事業費補助金		17,832	
		山村振興営農環境整備事業補助金		13,765	
		単独土地改良事業補助金		11,677	
		母子家庭等医療費補助金		11,068	
農地集積推進事業費補助金		10,305			
県委託金	182,131				
県民税徴収取扱費委託金		78,694			
あいち森と緑づくり事業委託金		78,000			
県交付金	7,097				
電源立地地域対策交付金		6,000			
18 財産収入	109,170	財産運用収入	35,717		
		土地・建物賃貸料		23,781	
		財政調整基金利子		5,903	
		みんなのまちづくり基金利子		2,076	
		減債基金利子		1,051	
		財産売払収入	73,453		
		土地・立木売払代金		72,253	
不用物品売払代金		1,200			
19 寄附金	40,034	寄附金	40,034		
		しんしろ山の湊ふるさと寄附金		34,000	
		新城駅構内バリアフリー化寄附金		5,700	
20 繰入金	701,871	基金繰入金	700,556		
		財政調整基金繰入金		301,716	
		減債基金繰入金		200,000	
		みんなのまちづくり基金繰入金		87,306	
		庁舎等建設基金繰入金		86,868	
		国際交流基金繰入金		16,250	
		財産区繰入金（千郷財産区はじめ15財産区）	1,315		
		富岡財産区繰入金		410	
		黒田財産区繰入金		210	
		一鍬田財産区繰入金		210	
21 繰越金	300,000	繰越金	300,000		
		前年度繰越金		300,000	
22 諸収入	910,110	延滞金	11,178		
		市税延滞金		11,178	
		市預金利子	15		
		市預金利子		15	
		貸付金元利収入	332,407		
		小規模企業等振興資金融資制度預託金回収金		170,000	
		東海労働金庫預託金回収金		65,000	
		短期特別小口資金預託金回収金		39,000	
宅地造成事業特別会計貸付金返還金		30,000			
商工組合中央金庫預託金回収金		28,407			

令和2年度一般会計予算の主な歳入

(単位：千円)

歳入の区分	金額	主な歳入内容	
		雑入	566,510
		地域支援事業受託収入	106,656
		光ファイバ伝送路等貸付料	52,369
		老人ホーム保護措置費	41,064
		高速自動車国道救急支弁金	34,551
		児童クラブ保護者負担金	33,070
		認定調査事務受託収入	30,880
		水源林保全流域協働事業助成金	29,401
		水源地域対策基金助成金	28,500
		消防団員退職報償金収入	24,405
		水源林対策事業助成金	23,600
		東三河広域連合派遣費等収入	17,533
		派遣職員人件費負担金	15,908
		県市町村振興協会基金交付金	15,554
		保育所職員等給食費	10,842
		資源物等売却収入	10,498
23 市債	2,769,900	市債	2,769,900
		地方交付税代替臨時財政対策債	780,000
		東郷中学校屋内運動場改築事業	457,200
		地方創生道整備推進交付金事業（道路）	317,400
		し尿等下水道投入施設整備事業	296,200
		クリーンセンター整備事業	233,000
		新城駅南地区整備事業	120,400
		新城駅エレベーター等設置事業	76,600
		公共バス運行事業	58,800
		社会資本整備総合交付金事業（道路）	52,200
		学校給食施設改築事業	41,900
		ライフライン機能強化等出資事業	41,700
		道整備交付金事業（林道）	38,700
		防災行政無線機能強化事業	34,800
		社会資本整備総合交付金事業（狭あい道路）	33,900
		消防防災施設・設備整備事業	28,200
		小規模林道事業	27,000
		鳳来総合支所等整備事業	25,700
		公共施設等適正管理推進事業	20,300
		農山漁村地域整備交付金事業	11,800
		老朽ため池等整備事業	10,300
		公共土木施設災害復旧事業	10,000
		学童農園山びこの丘整備事業	8,400
		地域医療確保事業	6,100
		鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業	4,900
		ふるさと林道整備事業	4,700
		スクールバス等運営事業	4,500
		中学校給食用リフト改修事業	4,400
		つくで手作り村整備事業	3,700
		外出支援サービス事業	3,300
		小学校屋内運動場改修事業	2,600
		県営林道事業	2,000
		農村集落多目的共同利用施設トイレ洋式化事業	2,000
		急傾斜地・地すべり対策事業	1,900
		農林施設災害復旧事業	1,800
		社会教育施設整備事業	1,400
		中学校屋内運動場改修事業	1,100
		公共土木施設小災害復旧事業	1,000

令和2年度一般会計予算の主な事業

(新)：新規事業 (マ)：マニフェスト関連事業

項	目	事業1	事業2	事業名称・事業内容	担当課	予算額(千円)	議会要望
1 款 議会費						206,539	
01	01	588	001	(新) 議会ICT化推進事業 議会ICT化のためのタブレット端末機等の導入	議事調査課	2,502	IV 2 ①
2 款 総務費						2,963,599	
01	01	011	004	(マ) 国際交流員招致事業 英語圏とポルトガル語圏からの国際交流員招致に要する経費	企画政策課	6,799	
01	01	011	005	(マ) ニューキャッスル会議共同声明実現事業 共同声明に基づくニューキャッスル都市間での各種交流に要する経費	企画政策課	4,222	
01	01	014	001	共通管理事業 庁舎維持管理、PCB廃棄及び作手総合支所のIP電話化、東庁舎執務室の仕器を整備する	行政課	149,641	
01	01	596	001	地籍調査事業 作手中河内地内及び高里地内の地図混乱地域の解消を図るための経費	企画政策課	2,655	
01	01	620	001	東庁舎改修事業 東庁舎の改修及びネットワーク(無線LAN環境)の構築を行う	行政課、情報システム課	79,969	IV 1 ①
01	02	026	001	システム管理事業 住民情報システムの更新、行政情報システムを含む運営、管理を行う	情報システム課	26,444	
01	02	027	001	庁内LAN管理事業 ネットワーク機器の保守管理及び新住民情報システムの機器賃借等	情報システム課	109,317	
01	05	039	001	職員研修事業 職員研修及び新規採用職員の宿泊型研修に要する経費	秘書人事課	4,451	
01	07	043	001	普通財産管理事業 普通財産の売却による財政基盤の強化を図る	資産管理室	3,074	IV 1 ①
01	07	045	001	公共施設マネジメント推進事業 市民意見を反映させた個別施設計画の策定	資産管理室	1,161	IV 1 ①
01	09	278	001	地域おこし協力隊運営事業 地域おこし協力隊の運営に係る経費	企画政策課	1,056	
01	09	638	001	(マ) 風来総合支所等整備事業 風来総合支所等の建設に向けた調査・設計等に要する経費	企画政策課	26,557	III 1 ①
01	09	653	001	(新)(マ) 新城公共商社推進事業 新城産品の新たな販路と市場を開拓する経費	企画政策課	11,119	
01	09	659	001	(マ) シティプロモーション事業 市のPR及び名古屋市藤が丘アンテナショップに要する経費	企画政策課	974	
01	09	662	001	ふるさと納税推進事業 ふるさと納税のPR及び返礼品の拡充を図るための経費	企画政策課	16,830	IV 1 ①
01	09	663	001	出会いの場創出事業 結婚を希望する男女の出会いの場の創出	企画政策課	1,000	
01	09	664	001	(マ) 若者が活躍できるまち実現事業 若者総合政策の実施及び若者議会の運営	まちづくり推進課	15,203	I 4 ①
01	11	056	004	地域集会施設整備支援事業 地域自治活動の活性化に向けた地域集会施設の整備支援	まちづくり推進課	6,880	
01	12	060	001	(マ) 公共バス運行事業 路線バスの運行、デマンドバスの運行及び運営補助	公共交通対策室	168,610	II 1 ④
01	12	060	002	(マ) 高速バス運行事業 新城市と名古屋市を結ぶ高速バスの運行	公共交通対策室	38,075	
01	14	062	001	交通安全対策事業 高齢者安全運転支援装置の設置に対する補助金など交通安全対策	行政課	12,038	II 3 ⑦
01	15	063	002	地域集会施設移管事業 地域集会施設等の市有財産を地元へ移管するための経費	資産管理室	55	IV 1 ①
01	16	064	001	地域自治区運営事業 地域協議会委員、自治振興事務所長の報酬及び地域自治区の運営経費	自治振興課	28,518	I 4 ①
01	16	064	001	(マ) 地域マネージャー制度調査研究事業 地域マネージャー制度の導入に向けた検討を進める	自治振興課	169	I 4 ①
01	16	065	001	地域自治区地域活動交付金事業 地域の課題等の解決に向けて行う活動に対する補助金	自治振興課	30,000	I 4 ①
01	16	066		新城地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 交通立ち番用資材(帽子、ベスト、安全旗)の整備 子ども見守りボランティア及び子ども110番のお店を実施 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 地域集会施設整備費補助金の上乗せ補助 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 新城子ども園の遊戯室に大型冷風機を整備 コンビニエンスストア等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 地域自治区内の小中学校に防犯カメラを設置 高齢者の日常生活支援及び高齢者男性の外出促進を目的とした事業の実施 地域計画の見直し及び推進のためのワークショップの開催 防災を考える会の開催及び研修 しんしろまちなか映画祭とその関連企画を実施 地域活動に必要な備品整備の補助 地域自治区内の公園マップを作成	自治振興課	6,554	I 4 ①
01	16	067		千郷地域自治区予算	自治振興課	12,968	I 4 ①

令和2年度一般会計予算の主な事業

(新)：新規事業 (マ)：マニフェスト関連事業

項	目	事業1	事業2	事業名称・事業内容	担当課	予算額(千円)	議会要望
01	16	068		地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 主要道路等に設置した照明灯の維持管理経費 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 可燃ごみ集積施設整備の補助 コンビニエンスストア等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 小学校の教材備品(ユーフォニアム)の整備 防災意識の向上を図るため千郷中学校生徒が被災地を視察 野田城址の既設看板を修繕 地域住民を主体としたこどものふれあい活動の支援及び推進 防災士資格取得のための経費、防災フェスタの開催 地域自治区内各所にプランターによる花を設置 国道151号線高架橋に「Welcomeボード」を設置 地域交通手段の新たな仕組みづくりを構築	自治振興課	10,597	I 4 ①
01	16	069		東郷地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 新たな地域交通の検討部会を発足 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 可燃ごみ集積施設整備の補助 スポーツバイククラブチームの発足及びコース整備 防災士資格取得のための経費 地域自治区内のホームページ及びPRグッズの制作 地域自治区内の河川で火起こしイベントを開催 田舎フリーランス養成講座の実施 地域計画の概要版を配布	自治振興課	1,304	I 4 ①
01	16	070		舟着地域自治区予算 防災活動補助金の上乗せ補助 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 小学校図書館の貸し出し図書を整備 地域の女性を対象に、料理教室と体を動かす教室を開催 地域づくりに関する茶話会の開催 婚活イベントの開催に向け、課題等を検証 日常生活のサポートを近所で実施できる仕組みづくりを構築 安心安全マップの危険箇所を調査・検討 地域の運動会の実施に向けた運営委員会を設置 市指定避難所に必要な資材を整備	自治振興課	6,745	I 4 ①
01	16	071		八名地域自治区予算 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 可燃ごみ集積施設整備の補助 こども園の英語に親しむ機会づくり 地域自治区内の危険道路箇所にカーブミラーを設置 コンビニエンスストア等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 八名小学校スクールバス乗降場の整備 小学校の英語に親しむ機会づくり 共育コーディネーターの配置 「自由に意見の言える場」(拠点)を設置 五葉の森の東屋の修繕	自治振興課	3,978	I 4 ①
01	16	072		鳳来中部地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 防災活動補助金の上乗せ補助 長篠城址及び周辺史跡等案内のためのボランティアガイド養成 通学路等の危険箇所へのカーブミラー設置 コンビニエンスストア等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 長篠城址にレンタルサイクル、コインロッカーを整備 地域活動に必要な備品整備の補助 地域計画推進のための委員会の設置 地域自治区内の危険道路箇所に看板、啓発用品整備 高齢者を対象とした自動車運転技能講習会を開催 高齢者を対象とした交流サロンモデル事業を実施 小学生等の登下校見守りボランティアの育成	自治振興課	3,642	I 4 ①
01	16	072		鳳来南部地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 防災活動補助金の上乗せ補助 地域集会施設整備費補助金の上乗せ補助 山吉田こども園の空調機を設置 黄柳川小学校の備品を整備 黄柳川小学校利用者及びスクールバスの駐車場確保による賃借料 防災士資格取得のための経費	自治振興課	3,642	I 4 ①

令和2年度一般会計予算の主な事業

(新)：新規事業 (マ)：マニフェスト関連事業

項	目	事業1	事業2	事業名称・事業内容	担当課	予算額(千円)	議会要望
01	16	073		地域活動団体等が共有で利用できる貸出し備品の整備 地域活動に必要な備品整備の補助 鳳来東部地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 防犯カメラ設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 防災活動補助金の上乗せ補助 地域集会施設整備費補助金の上乗せ補助 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 こども園の英語に親しむ機会づくり 大野こども園の掲示板設置 駐車場安全対策工事 東陽小学校駐車場に防犯灯を設置 鳳来中央集会所の備品整備 地域自治区内のPR事業を委託 防災士資格取得のための経費 地域活動に必要な備品整備の補助 地域計画推進による先進地視察経費 地域資源を掲載したガイドマップを作成	自治振興課	7,570	I 4 ①
01	16	074		鳳来北西部地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 自主防災組織に必要な防災資機材等の整備 防災活動補助金の上乗せ補助 地域集会施設整備費補助金の上乗せ補助 集会施設等に設置した自動体外式除細動器(AED)の賃借料 こども園の英語に親しむ機会づくり 地域自治区内の危険道路箇所にカーブミラーを設置 小学校の英語に親しむ機会づくり 共有活動ボランティア登録制度の促進及び登録ボランティアの派遣 玖老勢コミュニティプラザ第2駐車場の舗装工事 地域活動に必要な備品整備の補助 敬老事業記念品購入の補助 緊急連絡先等を記載するカード及び保管用マグネットシートの配布	自治振興課	6,967	I 4 ①
01	16	075		作手地域自治区予算 地域安全灯設置事業補助金の上乗せ補助 防災活動補助金の上乗せ補助 こども園の英語に親しむ機会づくり 歴史の小径案内看板設置 小学校の英語に親しむ機会づくり 亀山城址の遊歩道整備工事 共有の日における公演会(参加型コンサート)等の開催 作手地区内に転入・転居した者及び出生した者で定住後3年度経過した若者への奨励金	自治振興課	7,544	I 4 ①
02	02	083	001	固定資産評価替事業 固定資産評価額を適正で均衡のとれた価格に見直す3年に1度の事業	税務課	19,698	
03	01	556	001	コンビニ交付推進事業 住民票の写し、戸籍謄抄本等をコンビニで取得できるサービス経費	市民課	19,867	
3款 民生費						6,658,185	
01	01	102	001	社会福祉援助事業 社会福祉協議会への補助や成年後見支援センター事業の委託経費	福祉課	73,235	
01	01	107	001	(マ) 福祉円卓会議運営事業 福祉円卓会議の運営	福祉課	379	
01	03	112	002	介護給付事業 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの給付費	福祉課	947,566	
01	03	632	001	(新) 障害者計画等策定・推進事業 障害者計画の中間見直しや障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に要する経費	福祉課	3,764	
02	01	126	007	高齢者外出支援サービス利用拡大事業 高齢者福祉タクシー・福祉有償運送の料金の一部を助成する経費	福祉課	3,243	
02	01	566	001	(新) 高齢者福祉計画策定・推進事業 第8期新城市高齢者福祉計画の策定に要する経費	高齢者支援室	2,873	
02	03	136	004	いきいきライフの館管理事業 事務室等の空調機の更新、会議室等の証明器具の更新及び指定管理料	福祉課	11,388	
02	04	600	003	配食サービス空白地域解消事業 高齢者世帯を対象とした配食サービスの空白地域の解消に要する経費	福祉課	2,353	
03	01	144	002	(マ) 子育て世代包括支援センター運営事業 子育て世代包括支援センターの運営経費及び子ども・子育て世帯生活実態調査委託料	こども未来課	5,133	I 1 ①
03	04	153	002	市子ども医療費助成事業 保険診療に係る医療費の助成及び18歳までの入院医療費の助成	保険医療課	81,955	I 1 ①

令和2年度一般会計予算の主な事業

(新)：新規事業 (マ)：マニフェスト関連事業

項	目	事業1	事業2	事業名称・事業内容	担当課	予算額(千円)	議会要望
4款 衛生費						3,519,363	
01	02	173	007	(新) 未病対策推進事業 名古屋大学と共同による未病対策の調査・研究経費	健康課	258	
01	05	179	001	予防接種事業 各種定期予防接種、風しん追加的対策及びロタワクチン定期予防接種に係る経費	健康課	132,244	
01	06	182	001	夜間診療所運営事業 夜間診療所の運営及び心電計の更新に要する経費	地域医療支援センター	51,251	
01	08	184	001	助産所運営事業 助産所の運営及び分娩監視装置の更新に要する経費	地域医療支援センター	4,440	I 1 ①
01	10	545	001	斎苑整備事業 耐火煉瓦全体積替(1号炉)	生活環境課	6,886	
02	03	202	001	クリーンセンター整備事業 クレーン更新工事、灰安定化装置混練機更新工事	生活環境課	258,922	
02	04	205	001	し尿等下水道投入施設整備事業 清掃センター解体撤去工事	生活環境課	311,814	
5款 労働費						86,303	
6款 農林水産業費						1,361,929	
01	03	222	001	中山間地域等直接支払事業 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援経費	農業課	92,472	III 3 ①
01	03	230	001	園芸施設団地整備事業 新規就農者の確保及び就農までの支援、園芸施設団地整備に対する補助	農業課	115,476	III 3 ①
01	03	654	001	(新) 棚田地域振興事業 棚田地域振興法に基づく指定棚田振興活動計画策定経費、棚田関連経費	農業課	2,464	
01	04	231	009	学童農園山びこの丘整備事業 武道館屋根の改修工事	農業課	8,442	
03	02	255	002	森の未来づくり事業 森作り基本計画策定経費や木トピア開催経費等	森林課	11,861	III 3 ②
03	02	255	004	(新) 森林経営管理事業 森林経営管理法に基づく森林経営管理制度支援システム構築経費	森林課	18,150	III 3 ②
03	03	261	001	道整備交付金事業(改良) 林道改良工事	森林課	42,200	III 3 ②
03	03	261	002	道整備交付金事業(舗装) 林道舗装工事	森林課	68,300	III 3 ②
03	03	649	001	(新) 農山漁村地域整備交付金事業(改良) 林道改良工事	森林課	12,100	III 3 ②
03	03	649	002	(新) 農山漁村地域整備交付金事業(舗装) 林道舗装工事	森林課	24,100	III 3 ②
7款 商工費						992,978	
01	02	269	001	(マ) 企業立地奨励事業 企業立地奨励条例に基づく立地奨励経費	商工政策課	20,194	III 4 ①
01	02	269	004	(新)(マ) 宿泊施設整備奨励事業 宿泊施設整備奨励条例に基づく奨励経費	商工政策課	11,689	III 4 ①
01	02	641	001	新城インターチェンジ周辺整備事業 新城インターチェンジ周辺整備事業のための用地取得費	用地開発課	235,116	III 1 ①
01	02	656	001	地域産業総合振興施策推進事業 地域産業総合振興条例に基づく地域経済発展のための事業推進	商工政策課	578	III 4 ②
01	02	657	001	しんしろビジネスマッチング事業 事業所展示会出展支援事業補助やものづくり博出展補助	商工政策課	2,263	III 4 ②
01	02	658	001	創業支援等事業 起業家、創業者及び二次創業者に対する補助	商工政策課	602	III 4 ②
01	03	272	002	観光施設等維持管理事業 市内観光施設の管理費及び無名橋橋梁点検経費	観光課	38,454	II 2 ②
01	03	275	001	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業 ボイラー設備更新工事や指定管理料	観光課	81,568	
01	03	278	001	(マ) 地域おこし協力隊運営事業 地域おこし協力隊制度を活用したスポーツツーリズム推進に係る経費	スポーツツーリズム推進課	4,274	III 4 ③
01	03	394	001	(マ) スポーツツーリズム推進事業 アウトドアスポーツを用いた着地型観光プログラムの創出経費	スポーツツーリズム推進課	2,764	III 4 ③
01	03	619	001	(新) WRC関連事業 11月に行われるWRC関連イベント経費	スポーツツーリズム推進課	2,025	
8款 土木費						1,972,588	
01	01	283	001	急傾斜地・地すべり対策事業 愛知県が行う急傾斜地崩壊対策への負担金	土木課	2,000	II 3 ⑤
01	02	285	001	(マ) スマートインター建設推進事業 スマートインター設置に向けての調査経費	土木課	34,534	II 1 ①
01	02	285	002	(マ) 三遠南信自動車道建設促進事業 六所川付替え用地及び残土処理用地の確保	土木課	68,412	II 3 ⑤
02	03	291	001	道整備交付金事業 市道小畑吉川線等の道路改良、舗装工事及び橋りょう修繕	土木課	708,100	II 3 ⑤

令和2年度一般会計予算の主な事業

(新)：新規事業 (マ)：マニフェスト関連事業

項	目	事業1	事業2	事業名称・事業内容	担当課	予算額(千円)	議会要望
02	03	292	001	県費道路改良事業 市道塩沢線の道路改良工事	土木課	8,000	Ⅱ 3 ⑤
02	03	295	001	交通安全施設整備事業 区画線設置や通学路のカラー舗装等の交通安全対策工事	土木課	24,154	Ⅱ 1 ①
02	03	297	001	橋梁・トンネル・大型構造物長寿命化対策事業 市内の橋やトンネル等の点検調査及び修繕工事	土木課	19,300	Ⅱ 3 ⑤
02	03	297	002	道路ストック対策事業 市道一級田大原線の舗装工事	土木課	101,000	
02	03	605	001	電源立地地域対策事業 市道中貝津瀬戸貝津線等の道路改良工事	土木課	6,917	Ⅱ 1 ①
02	03	610	001	公共施設等適正管理推進事業 市道杉山川田線及び市道南田市ノ沢線の舗装工事	土木課	22,600	
04	01	305	001	(マ) 新城駅エレベーター等設置事業 JR新城駅のエレベーター設置等への負担金	都市計画課	80,700	
04	01	305	002	新城駅構内バリアフリー化基金積立事業 JR新城駅のエレベーター設置等に向けた基金積立	都市計画課	8,871	
04	01	305	003	(新) 中心市街地活性化対策推進事業 第2期中心市街地活性化基本計画の策定	都市計画課	4,460	Ⅲ 1 ①
04	01	307	001	(マ) 新城駅南地区整備事業 JR新城駅の駅前広場整備工事や用地購入	都市計画課	126,855	
04	01	307	002	狭あい道路整備等推進事業 石田・平井地区の狭あい道路拡幅工事や用地購入	都市計画課	77,208	
04	01	606	001	(新)(マ) 土地利用見直し事業 市街化区域の土地利用に応じた都市計画用途地域の見直し	都市計画課	5,470	
9 款 消防費						1,502,171	
01	01	318	003	救急活動事業 AED等の救命資機材の増強整備	消防総務課	13,778	
01	01	318	004	活動管理事業 指揮・警防救助・救急活動の運営管理経費及び墜落制止用具の更新整備	消防総務課	8,429	
01	01	321	001	消防水利整備事業 耐震性貯水槽の改修及び老朽化した防火水槽の解体	消防総務課	6,376	
01	01	321	002	消防車両整備事業 消防車両の更新	消防総務課	3,810	
01	01	323	001	消防通信指令運用事業 消防救急デジタル無線の管理経費及び中継局非常用発電機の修繕	消防総務課	78,629	
01	02	327	004	(マ) 消防団車両整備事業 消防団車両の更新	消防総務課	34,270	
01	03	332	001	防災行政無線保守管理事業 屋外拡声子局の一部を電波法改正に対応するための改修など保守管理を行う	防災対策課	77,378	
10 款 教育費						1,809,116	
02	01	351	001	小学校管理事業 小学校運営に係る事務経費及び老朽化した設備等の更新	教育総務課	205,723	Ⅰ 2 ②
03	01	362	001	中学校管理事業 中学校運営に係る事務経費及び老朽化した設備等の更新	教育総務課	119,493	Ⅰ 2 ②
03	03	364	001	東郷中学校屋内運動場改築事業 老朽化した東郷中学校体育館の改築工事費	教育総務課	481,511	Ⅰ 2 ②
04	02	371	002	地域文化広場改修事業 老朽化した各種設備の修繕	生涯共育課	5,591	Ⅱ 2 ①
04	02	372	001	市文化事業 「舞台鑑賞教室2020in新城」をはじめ伝統文化・芸術・音楽等の行事を開催	生涯共育課	8,675	Ⅱ 2 ①
04	03	379	001	文化財保護事業 貴重な文化財を後世に引き継ぐための経費	生涯共育課	7,021	Ⅱ 2 ①
04	03	380	001	設楽原歴史資料館管理事業 設楽原歴史資料館の維持管理経費及び空調設備改修の設計に要する経費	生涯共育課	12,361	
04	03	389	001	ジオパーク構想推進事業 東三河ジオパーク認定に向けた経費	生涯共育課	1,471	Ⅱ 2 ②
05	04	637	001	学校給食施設改築事業 給食共同調理場建設の設計等に要する経費	教育総務課	44,123	Ⅰ 1 ①
11 款 災害復旧費						46,500	
12 款 公債費						2,717,729	
13 款 予備費						50,000	

報道解禁	
2月17日 午後5時	
問合せ先	新 城 市 役 所 総 務 部 財 政 課 財 政 係 T E L 0536-23-7616 F A X 0536-23-2002 Eメール zaisei@city.shinshiro.lg.jp

令和2年度 新城市の主な事業(抜粋)

目 次

<p>【 1款1項1目 議会費 】 議会 ICT化 推進 事業----- 1</p> <p>【 2款1項1目 一般管理費 】 ニューキャッスル会議共同声明実現事業----- 2</p> <p>【 2款1項7目 財産管理費 】 公共施設マネジメント推進事業----- 3</p> <p>【 2款1項9目 企画費 】 鳳来総合支所等整備事業----- 4 新城公共商社推進事業----- 5 ふるさと納税推進事業----- 6 若者が活躍できるまち実現事業----- 7</p> <p>【 2款1項14目 交通安全対策費 】 交通安全対策事業----- 8 (高齢者安全運転支援装置設置促進事業)</p> <p>【 3款1項1目 社会福祉総務費 】 福祉円卓会議運営事業----- 9</p> <p>【 3款3項4目 子ども医療費 】 市子ども医療費助成事業(拡充分)----- 10</p> <p>【 4款1項2目 保健事業費 】 未病対策推進事業----- 11</p> <p>【 4款2項3目 クリーンセンター費 】 クリーンセンター整備事業----- 12</p> <p>【 6款1項3目 農業振興費 】 園芸施設団地整備事業----- 13</p>	<p>棚田地域振興事業----- 14</p> <p>【 6款3項2目 林業振興費 】 森の未来づくり事業----- 15 森林経営管理事業----- 16</p> <p>【 7款1項3目 観光振興費 】 スポーツツーリズム推進事業----- 17 W R C 関 連 事 業----- 18</p> <p>【 8款1項2目 高規格道路対策費 】 スマートインター建設推進事業----- 19 三遠南信自動車道建設促進事業----- 20</p> <p>【 8款4項1目 都市計画総務費 】 新城駅エレベーター等設置事業----- 21 中心市街地活性化対策推進事業----- 22 新城駅南地区整備事業----- 23 土地利用見直し事業----- 24</p> <p>【 10款3項3目 学校施設整備費 】 東郷中学校屋内運動場改築事業----- 25</p> <p>【 10款4項2目 文化振興費 】 市 文 化 事 業----- 26</p> <p>【 10款4項3目 文化財保護費 】 文化財保護事業----- 27 (東照宮防災施設改修等補助金) ジオパーク構想推進事業----- 28</p> <p>【 10款5項4目 学校給食施設整備費 】 学校給食施設改築事業----- 29</p>
---	---

第2次新城市総合計画の施策体系

行政経営編 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます
市民ニーズを把握します



新規	1款 - 1項 - 1目 (議会費)	
	議会ICT化推進事業	令和2年度事業費 2,502千円

議会のICT化を図るためタブレット端末機器を導入します。



文書共有システム(アプリケーション)を活用した効率的な審議・審査を図ります。

市民への画像による報告・説明など、議会・委員会活動の見える化を目指します。

災害等緊急時には、議会BCPと連動した迅速な災害状況の情報共有等に活用します。

主な経費

タブレット端末機器用消耗品費	48千円
タブレット端末機器賃借料	1,124千円
タブレット端末機器初期導入費	665千円
文書共有アプリケーション初期設定及び講習会費	264千円
グループウェア・文書共有アプリ使用料	401千円

財源

市税等で負担する額	2,502千円
-----------	---------

担当課：議会事務局 議事調査課

電話：0536-23-7657

メールアドレス：gikai@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 認め合い、支え合う人をつなげます
グローバル人材と多文化共生を進めます



継 続	2款 - 1項 - 1目 (一般管理費)	
	ニューキャッスル会議共同声明実現事業	令和2年度事業費 4,222千円

世界と”つながる力”を活かし、さらなる交流へ。



2018年に本市で開催したニューキャッスル会議で採択された共同声明に盛り込まれた「文化」「観光」「ビジネス」「教育」の4分野に関する共同プロジェクトを推進します。特に、教育分野では、高校生海外派遣を通じたスイス・ジャンピアジェ高校との交流を、観光分野では、観光アプリ「コネクスル」の維持、管理、開発を、ビジネス分野では、加盟都市間のビジネスマッチング調査などを進めます。

主な経費

高校生海外派遣関連経費	2,738千円
ニューキャッスル都市間経済交流関連経費	879千円
その他事務経費	605千円

財源

国際交流基金繰入金	4,222千円
-----------	---------

担当課：企画部 企画政策課

電話：0536-23-7696

メールアドレス：newcastle@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

行政経営編 将来に責任を持つ行財政運営をします
 公共施設の適正措置と効率的な管理を進めます



継 続	2款 - 1項 - 7目 (財産管理費)	
	公共施設マネジメント推進事業	令和2年度事業費 1,161千円

皆さんと一緒に将来のまちの姿と公共施設を考えます。



人口減少や税収の減少、公共施設の老朽化が進む中で、現在ある公共施設の整理統合、「量」から「質」への転換は避けることのできない大きな課題です。

このため、平成29年に策定した「新城市公共施設等総合管理計画」に基づく方針により、施設の統廃合を推進し、中長期的な維持管理費の縮減を図るため、その実行計画となる「新城市公共施設個別施設計画（仮称）」を令和2年度に策定します。

主な経費

印刷製本費	439千円
公共施設マネジメント支援システム保守業務委託料	682千円
その他事務経費	40千円

財源

市税等で負担する額	1,161千円
-----------	---------

担当課：総務部 財政課 資産管理室
 電 話：0536-23-7614
 メールアドレス：shisan@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
活気がある市街地をつくります



継 続	2款 - 1項 - 9目 (企画費)	
	鳳来総合支所等整備事業	令和2年度事業費 26,557千円

鳳来総合支所等の改築のための調査、設計を行います。



鳳来総合支所

平成30年度に策定した新城市鳳来総合支所周辺総合開発計画に基づき、老朽化した鳳来総合支所、開発センター、旧総合庁舎を集約して改築を行います。

令和2年度は改築前に必要となる地質調査、実施設計を行います。



開発センター



旧総合庁舎

主な経費

手数料	44千円
地質調査委託料	4,366千円
基本・実施設計委託料	22,147千円

財源

庁舎等建設基金繰入金	857千円
市債	25,700千円

担当課：鳳来総合支所 地域課
電話：0536-22-9933
メールアドレス：hri-tiiki@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 交流によるダイナミズムを成長に変えます
地域産業振興政策を進めます



新規	2款 - 1項 - 9目 (企画費)	
	新城公共商社推進事業	令和2年度事業費 11,119千円

新城のブランド価値を高めます。



市内で産出、製造、供給される物品、サービス、観光資源はもちろん、未利用資源や遊休地にいたるまでをリストアップ、データベース化し、新城製品の新たな販路と市場を開拓します。また、「ヒト・モノ・コト」を通じて、新城市の知名度を高めることにつなげます。

主な経費

報償費	840千円
役務費(広告料)	836千円
マーケティング調査、システム構築委託料	7,627千円
新商品開発補助金	1,000千円
その他事務経費	816千円

財源

市税等で負担する額	11,119千円
-----------	----------

担当課：企画部 企画政策課

電話：0536-23-7620

メールアドレス：kikaku@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ちいき 地域資源を最大活用します
歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます



継 続	2款 - 1項 - 9目 (企画費)	
	ふるさと納税推進事業	令和2年度事業費 16,830千円

地域の活性化につなげていきます。



ふるさと納税を通じて新城市の特産品や新城市を知っていただくため、ふるさと納税のお礼の品等をさらに充実させます。また、いただいた寄附金で地域資源の活用や地域の活性化につながるよう努めていきます。

主な経費

報償費	12,920千円
役務費(広告料)	400千円
ふるさと納税サイト手数料、賃借料	3,320千円
その他事務経費	190千円

財源

みんなのまちづくり基金繰入金	8,415千円
市税等で負担する額	8,415千円

担当課：企画部 企画政策課

電話：0536-23-7620

メールアドレス：kikaku@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 認め合い、支え合う人をつなげます
若者と女性の活躍領域を広げます



継 続	2款 - 1項 - 9目 (企画費)	
	若者が活躍できるまち実現事業	令和2年度事業費 15,203千円

「若者が活躍できるまち」を目指します。



平成27年4月から若者が活躍できるまちを目指す若者条例・若者議会条例がスタートしました。

若者総合政策を中心に若者議会で議論した政策を推進し、教育、就労、定住、家庭、スポーツ、文化、そして市民参加等、若者をとりまく問題を市民全体で考え、話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくりを進めます。

○ 若 者 議 会

若者委員20名で、「若者が活躍できるまち」「世代のリレーができるまち」を真剣に議論し、まちづくり政策を提案します。

若者議会提案事業

- ・C&Hマッチング事業
- ・新城でオパろう事業
- ・手渡しは最高のコミュニケーション事業



○ 若 者 総 合 政 策

25歳成人式、若者ITチャレンジ講習、若者チャレンジ補助金等、若者が活躍できるまちを実現するための政策です。



主な経費

若者議会開催経費	8,067千円
若者総合政策関連事業	7,136千円

財源

掲載料、イベント入場料収入	466千円
みんなのまちづくり基金繰入金	7,368千円
市税等で負担する額	7,369千円

担当課：企画部 まちづくり推進課

電 話：0536-23-7692

メールアドレス：machizukuri@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ちいき 人生100年の安全安心をつくります
 防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます



新規	2款 - 1項 - 14目 (交通安全対策費)	
	交通安全対策事業 (高齢者安全運転支援装置設置促進事業)	令和2年度事業費 3,200千円

後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の補助をします。



高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違い事故が全国的に増加しています。

踏み間違いによる事故を未然に防ぐためご使用の車への後付け安全支援装置設置費用の補助を行います。

主な経費

高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金	3,200千円
----------------------	---------

財源

県補助金	1,600千円
市税等で負担する額	1,600千円

担当課：総務部 行政課

電話：0536-23-7611

メールアドレス：gyousei@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 認め合い、支え合う人をつなげます
地域福祉を進めます



継 続	3款 - 1項 - 1目 (社会福祉総務費)	
	福祉円卓会議運営事業	令和2年度事業費 379千円

福祉職がやりがいを持てる地域社会の形成と地域社会全体で人材育成に取り組めます。



福祉現場で働く人材が不足している現状を踏まえ、「福祉円卓会議」を開催し、福祉職がやりがいを持って働くことのできる地域社会の実現と、地域社会全体で福祉人材を育てるまちづくりに向け、令和元年度に実施した福祉現場で働く方々の労働環境や処遇に関する実態調査結果をもとに、多職種の専門家等により有効な方策等を検討します。

主な経費

報酬・報償費	303千円
その他事務経費	76千円

財源

市税等で負担する額	379千円
-----------	-------

担当課：健康福祉部 福祉課

電 話：0536-23-7624

メールアドレス：fukushi@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 子育ての安全安心を守ります
子どもを産み育てる環境を整えます



拡 充	3 款 — 3 項 — 4 目 (子ども医療費)	
	市子ども医療費助成事業(拡充分)	令和2年度事業費 2,396千円

入院医療費の自己負担分の助成を18歳まで拡充します。

現在、中学生までを対象に、保険診療分の自己負担額を助成していますが、令和2年度から、入院にかかる医療費の自己負担分についても、満18歳に達した日以後の最初の3月31日の者まで、助成を拡充します。

これにより、中学を卒業した子どもが入院した場合にかかる、多額な出費による経済的負担を軽減し、安心して治療を受けることができる環境の充実を図ります。



主な経費

扶助費(市単独分)	2,000千円
その他事務経費	396千円

財源

市税等で負担する額	2,396千円
-----------	---------

担当課：健康福祉部 保険医療課

電 話：0536-23-7625

メールアドレス：hokeniryu@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 認め合い、支え合う人をつなげます
生涯を通じた健康づくりを応援します



新規	4款 - 1項 - 2目 (保健事業費)	
	未病対策推進事業	令和2年度事業費 258千円

名古屋大学との共同研究として未病対策を推進します。



未病対策として、プレゼンティーズム(※)の主な原因として予測される慢性疼痛(首肩痛・腰痛等)について、市内でモデル地区を選定し、概ね60歳から75歳の方を対象にスクリーニング調査を行うとともに、生活習慣に関する実態調査を行い、今後の未病対策推進に向けての実施体制構築を目指します。

※プレゼンティーズム…従業員が職場に出勤はしている(present)ものの、何らかの健康問題によって、業務の能率が落ちている状況(つまり企業や組織の側から見れば間接的ではあるが、健康関連のコストが生じている状態)。健康問題に関連した労働生産性損失。

主な経費

需用費	108千円
その他事務経費	150千円

財源

未病対策推進事業費負担金	258千円
--------------	-------

担当課：健康福祉部 健康課

電話：0536-23-8551

メールアドレス：hoken@city.shinshiro.lg.jp

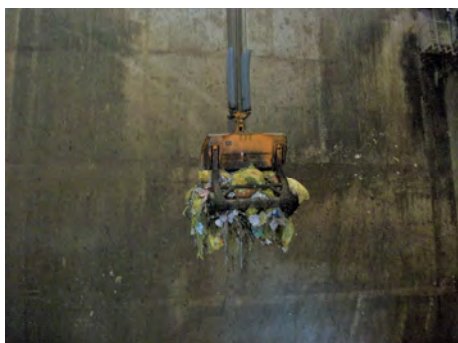
第2次新城市総合計画の施策体系

まち 緑でゆとりを生み出します
持続可能な自立循環のまちをつくります



継 続	4款 - 2項 - 3目 (クリーンセンター費)	
	クリーンセンター整備事業	令和2年度事業費 258,922千円

クリーンセンターの整備を実施します。

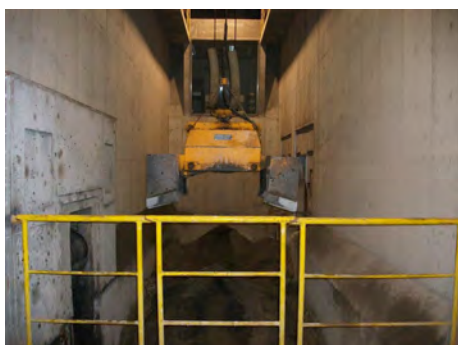


ごみクレーン

新城市クリーンセンターは、平成12年2月の稼働開始後、既に20年経過しており老朽化が進んでいます。

ごみ焼却施設の広域化計画の目標年度である令和13年度までは、安定的かつ適正な運転を継続しなければならないため、平成24年5月に策定した長寿命化計画に基づき、施設の整備工事を実施します。

令和2年度は、クレーン(ごみクレーン・灰クレーン)(令和2・3年度の継続費)と灰安定化装置(混練機)の更新工事を実施します。



灰クレーン



灰安定化装置

主な経費

クレーン更新工事施工監理業務委託料 (R2~R3継続費 R2年度分)	1,729千円
クレーン更新工事(ごみクレーン2台、灰クレーン1台) (R2~R3継続費 R2年度分)	227,636千円
灰安定化装置混練機更新工事(混練機1台)	29,557千円

財源

市債	233,000千円
市税等で負担する額	25,922千円

担当課：市民環境部 生活環境課

電話：0536-23-7629

メールアドレス：kankyous@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 農林業を成長産業にします
持続可能な農業構造を実現します



継 続	6款 — 1項 — 3目 (農業振興費)	
	園芸施設団地整備事業	令和2年度事業費 115,476千円

新規就農者を確保し、園芸施設団地を整備します。



本市の農業の基幹となる施設園芸従事者の若返りを図り、産地を支える担い手農家の確保・育成を推進するとともに、農業生産基盤の整備を行い、農で潤う活力あるまちづくり（収益力のある農業の確立）を目指します。

具体的には、園芸施設団地の整備を進め、「夏秋トマト」及び「ほうれんそうの周年栽培」といった、平坦地とは違った地域の特色をいかした品目と、比較的安定して高収益が見込める「いちご」の3品目を若者に魅力ある農業として発信し、市内外からの新規就農者を確保し、定住人口と雇用の確保及び産地の維持・拡大を図っていきます。特に「周年ほうれんそう」の産地確立で地域農業の躍進を図ります。

主な経費

新規就農者確保対策業務委託料	1,266千円
施設園芸団地整備事業補助金	113,450千円
農業研修生住居費助成事業補助金	240千円
援農隊員育成事業補助金	418千円
その他事務経費	102千円

財源

農山漁村振興交付金	113,450千円
みんなのまちづくり基金繰入金	1,013千円
市税等で負担する額	1,013千円

担当課：産業振興部 農業課

電話：0536-23-7632

メールアドレス：noushin@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 農林業を成長産業にします
持続可能な農業構造を実現します



新規	6款 — 1項 — 3目 (農業振興費)	
	棚田地域振興事業	令和2年度事業費 2,464千円

「指定棚田地域振興活動計画」を作成します。



棚田地域振興法は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とするものです。

国から指定棚田地域の指定を受け、市は農業者、農業者の組織する団体、地域住民などで構成される「指定棚田地域振興協議会」を組織し、指定棚田地域の振興活動に取り組みます。

令和2年度は、この協議会を組織し、「指定棚田地域振興活動計画」を作成します。

主な経費

指定棚田地域振興活動計画策定業務委託料	2,200千円
負担金	34千円
農地環境保全整備補助金	230千円

財源

棚田地域振興緊急対策交付金	2,200千円
市税等で負担する額	264千円

担当課：鳳来総合支所 地域課

電話：0536-22-9934

メールアドレス：hri-keizai@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 農林業を成長産業にします
 森林・林業基盤の整備、保全を進めます



継 続	6款 - 3項 - 2目 (林業振興費)	
	森の未来づくり事業	令和2年度事業費 11,861千円

新たな森づくりの計画を策定し、森林整備、林業の振興を進めます。



平成22年8月に策定された「森づくり基本計画」の計画期間満了に伴い、社会的情勢の変化等を反映した新たな計画の見直し作業を実施します。

また、令和元年度から始まった木質バイオマス事業に係る薪生産体制の安定化に向けた必要資材等の購入を行います。

主な経費

森づくり会議開催費等	377千円
森づくり基本計画策定支援業務委託料	7,744千円
木トピア開催委託料	600千円
備品購入費	2,310千円
間伐材運搬補助金	500千円
間伐材利用事業補助金	330千円

財源

緑と水の森林ファンド助成金	150千円
市税等で負担する額 (うち森林環境譲与税充当額)	11,711千円 (10,562千円)

担当課：産業振興部 森林課

電 話：0536-22-9935

メールアドレス：ringyou@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

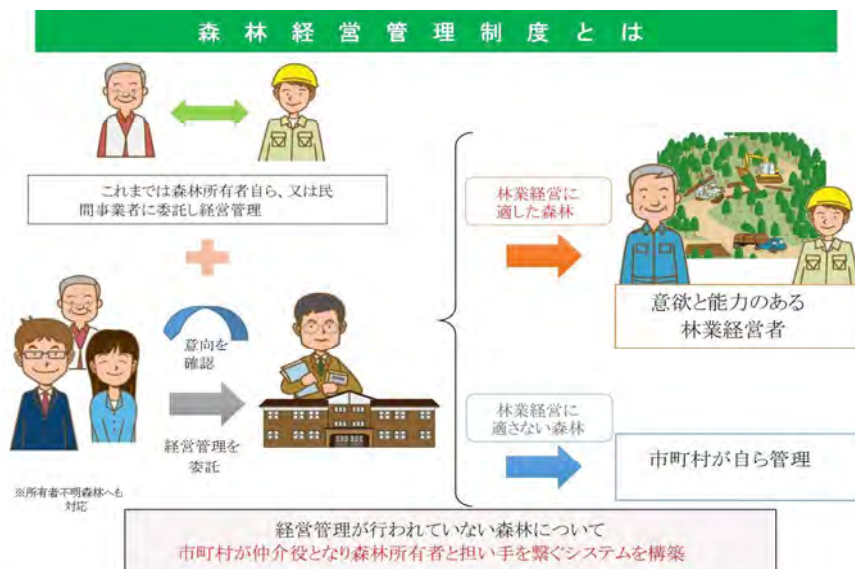
まち 農林業を成長産業にします
森林・林業基盤の整備、保全を進めます



新規	6款 — 3項 — 2目 (林業振興費)	
	森林経営管理事業	令和2年度事業費 18,150千円

森林経営管理法に基づき森林の適正管理を図るための整備を行います。

平成31年4月より施行された「森林経営管理法」に基づき、市域において適正な管理の行われていない森林において、経営委託に関する所有者の意向調査を行うため、GISシステムの構築により対象区域設定等の選定作業を実施します。



森林経営管理制度のイメージ

主な経費

森林経営管理制度支援システム構築業務委託料	18,150千円
-----------------------	----------

財源

市税等で負担する額 (うち森林環境譲与税充当額)	18,150千円 (18,150千円)
-----------------------------	------------------------

担当課：産業振興部 森林課
電話：0536-22-9935
メールアドレス：ringyou@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 地域産業の振興で賑わいを創出します
地域資源を活かした観光戦略を進めます



継 続	7款 — 1項 — 3目 (観光振興費)	
	スポーツツーリズム推進事業	令和2年度事業費 2,764千円

交流人口を増やし、地域活性化に繋がるスポーツイベントを開発します。



スポーツ資源と観光の融合を図り、本市ならではの魅力と楽しさを提案することのできるスポーツプログラムの開発等を行います。

フォトリゲイニングの常設コースやサイクリングマップを活用し、来訪者を市内観光、消費拡大へつなげます。

スポーツツーリズム公式ホームページを活用し、最新のアウトドアスポーツと観光情報を提供し、誘客を図ります。

主な経費

報償費	450千円
消耗品(フォトリゲイニング市民大会記念品)	208千円
印刷製本費(サイクリングマップ増刷)	266千円
サイクリングマップ案内看板設置委託料	569千円
フォトリゲイニング PR 市民大会運営委託料	88千円
その他	1,183千円

財源

フォトリゲイニング市民大会参加料収入	260千円
広告料収入	24千円
みんなのまちづくり基金繰入金	1,240千円
市税等で負担する額	1,240千円

担当課：産業振興部 スポーツツーリズム推進課

電話：0536-23-7621

メールアドレス：sports-t@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 地域産業の振興で賑わいを創出します
 地域資源を活かした観光戦略を進めます



新規	7款 - 1項 - 3目 (観光振興費)	
	WRC関連事業	令和2年度事業費 2,025千円

WRCに連動したラリーイベントを市内で開催します。



世界ラリー選手権 (WRC) 日本ラウンド「Rally Japan」が令和2年11月19日から22日に開催されるのに合わせ、市内でラリーイベントを開催します。

イベント会場でのラリー映像の生配信や飲食ブースの出展など、新城ラリーのノウハウを生かし、観光振興を図ります。

主な経費

WRC関連業務委託料	2,025千円
------------	---------

財源

みんなのまちづくり基金繰入金	1,012千円
市税等で負担する額	1,013千円

担当課：産業振興部 スポーツツーリズム推進課

電話：0536-23-7621

メールアドレス：sports-t@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
道路網の整備を進めます

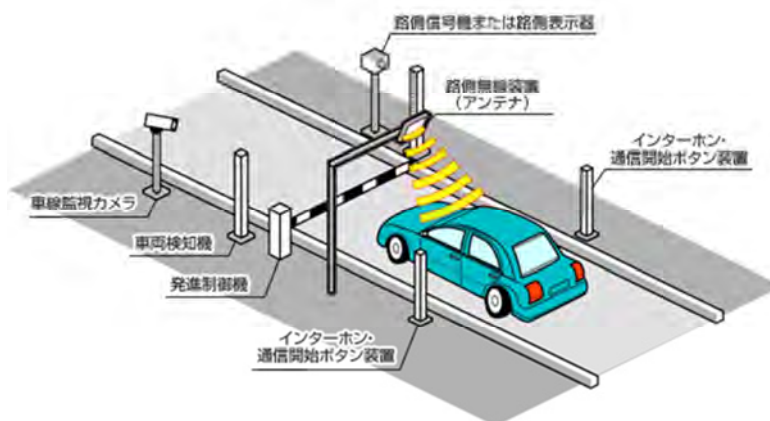


継 続	8款 - 1項 - 2目 (高規格道路対策費)	
	スマートインター建設推進事業	令和2年度事業費 34,534千円

スマートインター設置に向けて調査・検討を行います。

東名高速道路への新たなスマートインターの設置に向けて、豊橋市と協同で新規事業化を目指し調査・検討を行います。

スマートインターの設置により、「市民の利便性の向上」「地域経済の活性化」「物流の効率化」等に寄与するとともに、災害時の「安全・安心」の確保を目指します。



主な経費

旅費	534千円
スマートインターチェンジ設置基礎調査負担金	34,000千円

財源

市税等で負担する額	34,534千円
-----------	----------

担当課：建設部 土木課

電話：0536-23-7638

メールアドレス：doboku@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
道路網の整備を進めます



継 続	8款 - 1項 - 2目 (高規格道路対策費)	
	三遠南信自動車道建設促進事業	令和2年度事業費 68,412千円

三遠南信自動車道の建設促進を図ります。

国土交通省により整備事業が行われている三遠南信自動車道建設事業のさらなる進捗を図るため、連携して事業を行います。

建設事業の早期完了、供用開始に資する、事業の進捗に必要な、六所川付替え用地及び残土処理用地の確保を行います。



3号トンネル 施工状況

主な経費

用地購入費	62,925千円
立木補償費	5,487千円

財源

市税等で負担する額	68,412千円
-----------	----------

担当課：建設部 土木課

電 話：0536-23-7638

メールアドレス：doboku@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
活気がある市街地をつくります



継 続	8款 - 4項 - 1目 (都市計画総務費)	
	新城駅エレベーター等設置事業	令和2年度事業費 80,700千円

新城駅構内のバリアフリー化を図ります。

JR飯田線新城駅構内のこ線橋を、屋根付きのこ線橋に架け替えるとともに、エレベーターを設置し段差のないバリアフリーの駅に改築します。

なお、工事の完成予定は令和3年(2021年)度末です。



※イメージ図(今後の設計、施工条件により変更する可能性があります。)

主な経費

負担金(R1~R3債務負担行為 R2年度分)	80,700千円
------------------------	----------

財源

新城駅構内バリアフリー化基金繰入金	4,100千円
市債	76,600千円

担当課：建設部 都市計画課

電 話：0536-23-7640

メールアドレス：toshi@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
活気がある市街地をつくります



継 続	8款 — 4項 — 1目 (都市計画総務費)	
	中心市街地活性化対策推進事業	令和2年度事業費 4,460千円

中心市街地活性化基本計画を策定します。



中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本計画を策定します。

今年度は策定委員会を設置し、アンケート等による現状調査や課題の整理、市民ワークショップなどを実施します。なお、策定期間は令和2年度から令和3年度の2か年です。

主な経費

中心市街地活性化基本計画策定業務委託料 (R2~R3継続費 R2年度分)	4,164千円
その他事務経費	296千円

財源

市税等で負担する額	4,460千円
-----------	---------

担当課：建設部 都市計画課
電 話：0536-23-7640
メールアドレス：toshi@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
活気がある市街地をつくります



継 続	8款 — 4項 — 1目 (都市計画総務費)	
	新城駅南地区整備事業	令和2年度事業費 126,855千円

新城駅の利便性の向上を図るための整備を行います。



朝夕の通勤通学時の混雑の解消や歩行者の安全を確保するため、JR飯田線新城駅前広場を暫定的に整備します。

令和2年度は、用地買収、物件補償及び整備工事を行います。なお、整備工事は令和元年度から令和2年度の2か年で実施します。

主な経費

不動産鑑定手数料	160千円
物件調査業務委託料	847千円
嘱託登記事務委託料	90千円
駅前広場整備工事(R1~R2継続費 R2年度分)	107,580千円
用地購入費	3,711千円
物件補償費	14,385千円
その他事務経費	82千円

財源

市債	120,400千円
市税等で負担する額	6,455千円

担当課：建設部 都市計画課

電話：0536-23-7640

メールアドレス：toshi@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

まち 経済と生活を支える都市基盤を整えます
活気がある市街地をつくります



新規	8款 - 4項 - 1目 (都市計画総務費)	
	土地利用見直し事業	令和2年度事業費 5,470千円

都市計画区域における土地利用を見直します。



第2次新城市都市計画マスタープランに位置づけられた土地利用の方針に基づき、市街化区域の土地利用に応じて、住居系、商業系及び工業系の各地域の用途を見直し、適正に配置することで良好な市街地を形成し、賑わい・活力づくりに繋がる商業系や住居系用途の立地を促進し、経済と生活を支える都市基盤を整えます。

主な経費

都市計画用途地域変更業務委託料	4,810千円
都市計画総括図修正業務委託料	472千円
都市計画区域データ修正業務委託料	97千円
その他事務経費	91千円

財源

市税等で負担する額	5,470千円
-----------	---------

担当課：建設部 都市計画課
電話：0536-23-7640
メールアドレス：toshi@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 能力と個性を活かす力を育てます
 安心して居心地の良い学校環境づくりを進めます



継 続	10款 - 3項 - 3目 (学校施設整備費)	
	東郷中学校屋内運動場改築事業	令和2年度事業費 481,511千円

老朽化した屋内運動場の改築工事を行います。



築37年が経過し、雨漏りをはじめ床等の老朽化が著しい屋内運動場について、現在の場所での建て替えをしています。

令和2年度は、完成に向けた工事を行います。

主な経費

手数料	238千円
監理業務委託料(R1~R2継続費 R2年度分)	12,343千円
屋内運動場改築工事(R1~R2継続費 R2年度分)	468,930千円

財源

市債	457,200千円
市税等で負担する額	24,311千円

担当課：教育部 教育総務課

電話：0536-23-7633

メールアドレス：shinky@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

【ひと】 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります
市民文化活動を応援します



継 続	10 款 — 4 項 — 2 目 (文化振興費)	
	市文化事業	令和2年度事業費 8,675千円

伝統文化・芸術・音楽など様々な行事を開催します。



新城音楽祭・つくでの森の音楽祭、新城新能の開催や新城歌舞伎の公演など様々な分野の文化的行事を開催します。また、文化芸術分野での全国大会出場者等に激励費を支給します。

令和2年度は愛知県芸術劇場と連携し、市内の小学校3・4年生を対象とした舞台鑑賞教室 2020in 新城を開催します。

主な経費

文化事業開催委託料(文化会館)	6,400千円
つくでの森の音楽祭開催委託料	1,080千円
愛知県芸術劇場市町村関連公演負担金	500千円
作手古城まつり補助金	300千円
会場等使用料・賃借料	301千円
報償費	20千円
その他事務経費	74千円

財源

市文化事業入場料収入	600千円
市税等で負担する額	8,075千円

担当課：教育部 生涯共育課

電 話：0536-23-7639

メールアドレス：shoutomo@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ちいき 地域資源を最大活用します
歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます



新規	10款 - 4項 - 3目 (文化財保護費)	
	文化財保護事業 (東照宮防災施設改修等補助金)	令和2年度事業費 1,167千円

国指定文化財「東照宮」の防災施設設備改修工事や防災機器修繕
の費用補助を行います。



国指定文化財の東照宮の建物を火災から守るため、平成16年度に遠隔監視による放水銃を備えた防災施設を所有者である東照宮が整備しました。

設置後の経年劣化に伴う機器更新の時期を迎えていることと、より良い防災管理体制を構築するため、これまで有線式であった遠隔監視システム機器を無線式の機器に改修するための工事を実施します。所有者である東照宮が行うこの設備改修費用に対し国や愛知県とともに費用補助を行います。



主な経費

補助金	1,167千円
-----	---------

財源

市税等で負担する額	1,167千円
-----------	---------

担当課：教育部 生涯共育課（設楽原歴史資料館）

電話：0536-22-0673

メールアドレス：shitara@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ちいき 地域資源を最大活用します
 歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます



継 続	10款 - 4項 - 3目 (文化財保護費)	
	ジオパーク構想推進事業	令和2年度事業費 1,471千円

日本ジオパーク認定に向けて、東三河ジオパーク構想を推進します。



市内や東三河地方の地質遺産をめぐり、大地と人とのかかわりを体験するジオツアーを開催します。

また、令和4年に東三河ジオパークとしての認定を受けることを目標にして、日本ジオパークネットワークが行う各種事業に参加し、情報発信や情報収集を行うとともに、ジオサイト予定地への説明看板の設置を行います。

主な経費

報償費	30千円
旅費	539千円
ジオツアー委託料	240千円
ジオサイト説明看板作成設置委託料	330千円
東三河ジオパーク構想負担金	326千円
その他事務経費	6千円

財源

市税等で負担する額	1,471千円
-----------	---------

担当課：教育部 生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）
 電 話：0536-35-1001
 メールアドレス：hri-hakubutukan1@city.shinshiro.lg.jp

第2次新城市総合計画の施策体系

ひと 能力と個性を活かす力を育てます
 安心して居心地の良い学校環境づくりを進めます



継 続	10款 - 5項 - 4目 (学校給食施設整備費)	
	学校給食施設改築事業	令和2年度事業費 44,123千円

学校給食共同調理場の設計を行います。



食育、地産地消、アレルギー対応等に配慮しながら、老朽化している給食施設の建て替え問題や給食調理員の減少、集約することで可能となる衛生管理面の向上、物資調達コストの削減などへ対応していくため、作手地区を除く17箇所ある給食調理室の自校調理方式の見直しをします。

令和2年度は、建設に向けた実施設計を行います。

主な経費

手数料	948千円
実施設計業務委託料	39,600千円
敷地境界画定業務委託料	3,575千円

財源

市債	41,900千円
市税等で負担する額	2,223千円

担当課：教育部 教育総務課
 電 話：0536-23-7633
 メールアドレス：shinky@city.shinshiro.lg.jp

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年2月17日	
担当課・室	行政課	
担当職・氏名	課長	阿部 和弘
連絡先（電話）	(0536) 23-7611	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	gyousei@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和2年新城市議会3月定例会提出議案
----	--------------------

内容

令和2年新城市議会3月定例会に提出する議案は、次のとおりです。

- 条例の制定・改廃に関するもの 13件（第1号議案～第13号議案）
- 予算に関するもの 28件（第14号議案～第41号議案）
- 工事請負契約に関するもの 1件（第42号議案）
- 和解に関するもの 1件（第43号議案）
- 人事に関するもの 2件（第44号議案・第45号議案）
- その他 3件（第46号議案～第48号議案）

※ 各議案の内容は、別冊のとおりです。

令和2年新城市議会3月定例会議案

- 第1号議案 新城市事務分掌条例の一部改正
- 第2号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 第3号議案 新城市職員の服務の宣誓に関する条例及び新城市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正
- 第4号議案 新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- 第5号議案 新城市区長の設置等に関する条例の制定
- 第6号議案 新城市消防団条例の一部改正
- 第7号議案 新城市手数料条例の一部改正
- 第8号議案 新城市障害者計画等策定委員会条例の一部改正
- 第9号議案 新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正
- 第10号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 第11号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
- 第12号議案 新城市営住宅管理条例等の一部改正
- 第13号議案 新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 第14号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第8号）
- 第15号議案 令和元年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16号議案 令和元年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和元年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算
- 第19号議案 令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20号議案 令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21号議案 令和2年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第22号議案 令和2年度新城市宅地造成事業特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度新城市千郷財産区特別会計予算

- 第24号議案 令和2年度新城市東郷財産区特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度新城市吉川組財産区特別会計予算
- 第26号議案 令和2年度新城市小畑財産区特別会計予算
- 第27号議案 令和2年度新城市中宇利財産区特別会計予算
- 第28号議案 令和2年度新城市富岡財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和2年度新城市黒田財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和2年度新城市庭野財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和2年度新城市一畝田財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和2年度新城市八名井財産区特別会計予算
- 第33号議案 令和2年度新城市大野財産区特別会計予算
- 第34号議案 令和2年度新城市川合池場財産区特別会計予算
- 第35号議案 令和2年度新城市海老財産区特別会計予算
- 第36号議案 令和2年度新城市山吉田財産区特別会計予算
- 第37号議案 令和2年度新城市作手財産区特別会計予算
- 第38号議案 令和2年度新城市病院事業会計予算
- 第39号議案 令和2年度新城市水道事業会計予算
- 第40号議案 令和2年度新城市工業用水道事業会計予算
- 第41号議案 令和2年度新城市下水道事業会計予算
- 第42号議案 工事請負契約の締結
- 第43号議案 和解
- 第44号議案 新城市教育委員会委員の任命
- 第45号議案 新城市監査委員の選任
- 第46号議案 市道の路線認定
- 第47号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定
- 第48号議案 新城市過疎地域自立促進計画の変更

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 2月 17日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	森 玄成
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市若者議会 第6期の委員募集及びマンガの制作について
----	------------------------------

内容

見出しの件について、下記のとおり若者議会の次期委員の募集を行います。
併せて、第4期若者議会から答申のありました「若者議会の活動内容を分かりやすくまとめたマンガ」を制作しましたのでご報告します。

記

1. 第6期若者議会委員募集


- (1) 募集期間 令和2年3月1日（日）～4月5日（日）
- (2) 募集要項 別紙1のとおり
- (3) 募集チラシ ①一般用チラシ 別紙2のとおり
②社会人向けチラシ 別紙3のとおり
- (4) 募集説明会 令和2年3月18日（水） 午後7時～午後9時
新城市役所 4階 会議室

2. マンガ制作

ストーリーの構成や登場人物の設定など原作を提案者である第4期若者議会委員が行い、東三河を題材にした漫画で好評を得ている漫画家の作画により制作しました。

- (1) 製本完成予定 令和2年2月26日（水）
- (2) 配布先 募集説明会、市内中学3年生、市内高等学校、市役所、新城図書館など

第6期若者議会委員募集要項

活動目的	市長からの諮問に対し、若者をとりまく様々な問題を考え話し合うとともに、若者の力を活かすまちづくり政策を具体的に検討し、市長に答申する。
活動内容	ワークショップ、議論、先進地視察など
活動期間	令和2年4月から令和3年3月まで ※月3回程度を予定
募集人員	20名以内
募集年齢	おおむね16歳からおおむね29歳まで
報酬	3,000円/日
募集期間	3月1日（日）から4月5日（日）まで
応募方法	<p>指定応募用紙に必要事項を記入し、以下いずれかの方法で応募してください。</p> <p>① <u>持参</u> 別紙の応募用紙をまちづくり推進課へ持参。</p> <p>② <u>FAX</u> 別紙の応募用紙を下記の番号にFAX。 FAX：0536-23-2002</p> <p>③ <u>郵送</u> 別紙の応募用紙を「〒441-1392 新城市役所 まちづくり推進課」宛に郵送。</p> <p>④ <u>メール</u> 市ホームページから応募用紙をダウンロードし、下記のアドレスにメール。</p> <p>⑤ <u>オンライン</u> 右のQRコードを読み取り、応募。</p>  <p>応募用紙は、まちづくり推進課または鳳来・作手各総合支所地域課に備えるほか、市ホームページ及び若者議会ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※ 応募多数の場合は書類選考とさせていただきます。</p>

－ 問い合わせ先 －

〒441-1392

新城市字東入船 115 番地

新城市役所 まちづくり推進課 若者政策係

電話：0536-23-7692

FAX：0536-23-2002

メール：machizukuri@city.shinshiro.lg.jp



忘れられない 1年の始まりだ



S H I N S H I R O 2 0 2 0

若者
議会

新城市若者議会 第6期 **メンバー募集**

連絡先 / 新城市役所 まちづくり推進課
TEL.0536-23-7692

募集
期間

3月1日(日)~4月5日(日)

申し込み方法など、
詳しくはコチラ

新城市若者議会

検索

若者議会とは…

新城市若者議会条例にもとづき、平成27年4月1日に設置されました。若者が意見を出し合い、若者が活躍できるまちの実現に向けて政策を立案していきます。「今新城に必要なもの」を若者の視点で考えます。

応募資格

- 新城市に在住 or 在学 or 在勤の方
- おおむね16歳~おおむね29歳まで
- 任期 / 1年
- 回数 / 月3回程度(増えることもあります)
- 定員 / 20名以内
- ※新城市にゆかりのない方も市外委員として応募可(定員:5名以内)
- 報酬・交通費支給

新しい自分と出会う

議長

若者
議会

愛知県新城市

新城市若者議会 第6期メンバー募集

募集期間:3月1日(日)~4月5日(日)

申し込み方法など、詳しくはコチラ

連絡先/新城市役所 まちづくり推進課 TEL.0536-23-7692

新城市若者議会

検索

若者議会とは…

新城市若者議会条例にもとづき、平成27年4月1日に設置されました。若者が意見を出し合い、若者が活躍できるまちの実現に向けて政策を立案していきます。「今新城市に必要なもの」を若者の視点で考えます。

応募資格

- 新城市に在住 or 在学 or 在勤の方
- おおむね16歳~おおむね29歳まで
- 任期/1年
- 回数/月3回程度(増えることもあります)
- 定員/20名以内
※新城市にゆかりのない方でも
市外委員として応募可(定員:5名以内)
- 報酬・交通費支給

若者議会

皆さんの考えた政策が市長に提出され、実行されていきます。



若者議会は、あなたが作り上げていく場であると同時に、あなたがまちを変えていく場でもあります。



何をやるかはあなたたち次第!

第6期 メンバー募集!

迷ってる方必見!! 第6期生の募集説明会を行います。

興味はあるけど、どんなことをしているのかわからないなあ? など不安な点を解消するチャンス! 第5期生の活動報告会とかねていますので、メンバーと直接話すこともできますよ! ぜひお越しください。

日時 ■ 令和2年3月18日(水)
19:00~21:00

場所 ■ 新城市役所 4階 会議室



第6期若者議会では、下記の3つを中心に活動していきます。

① 政策立案

Q: どんな活動をするの!?

A: 若者が普段感じている身近な課題や新城のためにできることはないかを考え、その課題を解決するための政策を検討し、市に対して提案をします。新城市の若者の思いをカタチにしよう。

② 情報発信

Q: どんな活動をするの!?

A: 若者議会の活動や新城市に関するブログを作成し、若者議会ホームページにて発信したり、色々なところへお出掛けし、PRを行います。「新城市」を全国に広めよう。

③ ネットワーク作り

Q: どんな活動をするの!?

A: 市政を身近に感じてもらえるように市内の中学生・高校生とのワークショップや市外若者団体との交流、市民との意見交換会を行います。若者議会と学校・地域などがつながるきっかけをつくろう!



START

3~4月 応募期間

下記までお気軽にご相談ください

相談先: まちづくり推進課

9~10月 政策再検討



市の政策として必要なことをとことん考え、政策としての精度を高めていきます。また、地域に出掛け、市民の声を聞きます。

4月 準備会



若者議会とは何か? 今までどんな政策があったのか? レクリエーションを交えながら、楽しく学んで交流します。

議場で開催予定
ティース
放送予定

5月 所信表明



委員になって初めての活動。あなたの新城への想いや実現させたいことを熱く語っていただきます。

8月 中間報告



今まで考えてきた政策に込めた思いを、市長はじめ各担当課にぶつけます。政策実現に向けての議論を行います。

6~7月 政策検討



市の政策とは何か、自分達で検討している政策にニーズはあるのか。考えることは山積み。あなたを退屈させません!

議場で開催予定
ティース放送予定

11月 市長答申



約6か月間かけて練り上げた政策を市長に提出します。委員としての集大成。最初と比べて自分の成長に驚くはずです。

12~3月 次へ



答申終了後は、次年度に事業を実施していく上での政策の実効性を高めるため、必要に応じて具体的な議論をしていきます。

迷ったら参加しよう!



GOAL

WAKAMONO GIKAI
SHINSHIRO

新城市役所 まちづくり推進課 若者政策係

〒441-1392 新城市宇東入船 115 番地

TEL.0536-23-7692 FAX.0536-23-2002 ✉machizukuri@city.shinshiro.lg.jp

申込方法など詳しくはこちら

申込ページ



公式HP



報道機関発表資料

報道解禁

令和2年2月20日

午前11:00～

(新城市)

提出日	令和2年2月17日	
担当課・室	防災対策課	
担当職・氏名	課長	小林 義明
連絡先(電話)	(0536) 23-7660	
連絡先(FAX)	(0536) 23-8920	
(メールアドレス)	bosai@city.shinshiro.lg.jp	

件名	名古屋トヨペット株式会社との災害支援協力に関する協定締結について
----	----------------------------------

■概要

平成30年9月に襲来した台風第24号により、本市では広範囲にわたり長時間の停電が発生し市民生活に大きな影響を与えた。

また、令和元年9月に関東地方を直撃した台風15号により、千葉県を始め7都県では、広範囲にわたり長時間停電し、市役所庁舎や避難所に携帯電話などの電子機器を充電したい人が殺到し、また、空調の停止による熱中症が原因で死者が発生するなど、災害時の長時間停電を想定した電源確保の必要性が高まっている。

上記の課題を検討するため、令和元年9月、本市防災対策課と市内のEV・PHV等を保有する事業所が参加して「新城市地域におけるEV・PHV等を活用した災害時の停電対策についての検討会」(事務局：愛知県新城設楽振興事務所)が開催され、事業所が保有するEV・PHV等を市民への電力提供を目的として活用する協力体制の構築が検討された。

このたび、協議が整った本市と名古屋トヨペット株式会社との間で災害支援に関する協定を締結することとなった。

■詳細

- 協定締結者 愛知県名古屋市熱田区尾頭町2番22号
名古屋トヨペット株式会社 代表取締役社長 小栗 一朗
- 協定締結日 令和2年2月20日
- 主な協力内容
 - 市民への電力提供を目的とした、名古屋トヨペット株式会社新城店(以下、「NTP新城店」という。)が保有するプラグインハイブリッド車等の電源供給が可能な自動車(以下「電動車両等」という。)の貸与
 - その他市が必要と認める事項
- 協定締結式
 - 日時 令和2年2月20日(木) 午前11時00分～
 - 場所 市役所3階政策会議室
 - 出席者 新城市
市長 穂積亮次
総務部理事 成田 保嗣
名古屋トヨペット株式会社
代表取締役専務 横井 克一郎
取締役 戸谷 崇宏
東三河 営業部長 栗木 訓
新城店 店長 杉浦 和之

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 2月 17日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	森 玄成
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市市民自治会議答申書について
----	------------------

令和2年2月12日付けで新城市市民自治会議から答申がありましたのでお知らせします。

内容

- 開催日時
令和2年2月12日（水） 午後7時から
- 開催場所
市役所 4階 4-1会議室
- 内容
別紙答申書のとおり

令和2年2月12日

新城市長 穂積亮次様

新城市市民自治会議

会長 鈴木 誠

新城市自治基本条例及び新城若者条例について（答申）

令和元年6月5日付け新ま4・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

1. 新城市自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例について

今年度の市民自治会議は、今まで本市で行われた市長選挙公開政策討論会や平成30年度から検討している市民の権利を具現化するための公開政策討論会のあり方について、振り返り論点を整理するところから議論をスタートしました。その上で、公開政策討論会検討作業部会のまとめを基礎検討資料とし、市民まちづくり集会での市民発表「公開政策討論会とまちづくり」の成果などを踏まえ、具体的な公開政策討論会制度の検討を行いました。

主な論点は、市民の知る権利と市長立候補予定者の政治活動の自由とのバランス、公開政策討論会手続きの公平性・中立性の担保が必要不可欠であることなどがあげられました。

また、市長立候補予定者が一人の場合でも公開政策討論会を開催する必要があること、参加できない市民のために開催動画をWebで公開することが必要です。

公開政策討論会条例の概要は別添のとおりです。

なお、公開政策討論会条例（案）については、これまでの議論を参考により良い条例並びに必要な法規を制定していただきたい。

2. 若者総合政策その他若者が活躍できるまちの形成の推進に関する事項について

若者総合政策その他若者が活躍できるまちの形成の推進については、平成27年度運用から約5年経過した「若者議会」の成果と課題について、以下のとおり意見をまとめました。

- 報酬、報償費について、年々増加しているが、活動の幅、市外への進出、PR活動を考えると妥当である。

- 若者議会で提案した事業について、ある程度汎用的な評価基準を作り効果を数値化し、事業効果を示して欲しい意見もあるが、予算に縛られない、自由な発想と行動の若者議会であつてもよい。
- 提案事業のみに着目するのではなく、委員経験者のその後の市政への参加なども若者議会の成果である。
- 目に見える改善や変化が期待できる事業も今後増えていくと、市自体の活性化、発展に繋がり若者議会の知名度や信頼も確実についてくると考える。
- 若者が活躍できるまちの形成の推進に向けて、若者たちが地域協議会などに参画できるような機会をわかりやすい方法で示すなど検討をしていただきたい。

3. その他、自治基本条例の運営に関すること

新城市市民自治会議条例第2条第1項第1号に基づき、新城市自治基本条例の運用及び普及に関することについて、下記のとおり意見をまとめました。

1 市民まちづくり集会

- 無作為抽出で来てくれた年配の方が、ここにくるのが嬉しかったと、年配者を活かす場ができたため、無作為抽出は有効であった。
- 若い年代の参加者が少なかった。今後の新城市を担う若い世代の参加者を増やすために無作為抽出の若い世代を増やすことを検討してみてもどうか。
- 出された重要な意見を市政に反映させていく仕組みが必要である。
- 今後も継続していくために、テーマ選定は、行政でやっていることや、行政だけでできない実務の中の問題の中から選定することも必要である。
- 自治基本条例に基づく実行委員会の開催ではなく、NPO法人にして継続してやっていく方法もある。

2 女性議会について

- 傍聴者が多く、年々増え注目が高まっている。女性議会議員も10代から70代と幅広く、提案された内容も興味深いものばかりであった。
- 女性議会をやめた方がいいという意見もあったが、今回のアンケートは全員続けるという前向きな意見であった。
- 今後、市政への女性の意見反映は重要になる。常に地域に出て女性の意見を聴く会（茶話会）を行うなど、女性議会参加委員で組織化するなど検討していただきたい。

公開政策討論会条例の概要

1 公開政策討論会の目的

まちづくりの担い手である市民の市政参加の機会及び市民の知る権利を保障する手法として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催することにより、まちづくりの課題及びその解決策に関する市民の意識の向上を図り、もって市民が主役のまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 公開政策討論会の開催

公開政策討論会は、選挙の告示の日の前日までに開催するものとする。また、任期満了、辞職及び死亡のいずれの場合でも開催するものとする。

また、立候補予定者が一人の場合でも公開政策討論会を開催するものとする。

3 基本原則

参加する立候補予定者のまちづくりに関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深め、選挙への市民の関心を高めることを目的として行う。

立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課するものであってはならない。

公開政策討論会の開催に必要な手続及び議事運営は、公平かつ公正に行われることを基本とし、市民の視点で分かりやすい内容及び方法で行われるものとする。

4 公開政策討論会の開催日等の決定

公開政策討論会を開催するときは、市民自治会議の意見を聴いて、開催日、開催場所その他開催に必要な事項を決定する。

5 公開政策討論会の参加の申出

立候補予定者は、公開政策討論会の開催日の45日前までに申出書、公開政策討論会の議題及び、陣営から運営に参加する人の推薦書を提出するものとする。

なお、公開政策討論会への参加は、公開政策討論会開催の7日前までに申出書を提出することにより参加することができる。その場合は、申出書のみで、公開政策討論会の議題及び、陣営から運営に参加する人の推薦書は提出することができないものとする。

6 公開政策討論会の開催日時、場所及び議題の決定及び公表

立候補予定者から申出書の提出があったときは、開催日時、開催場所及び議題を決定し、直ちにこれを公表する。

また、期日までに提出がなかったときは、公開政策討論会の開催の中止を決定し、直ちにこれを公表する。これらの公表は、インターネットの利用その他の適切な方法で行う。

7 市政に関する情報の提供

市の機関は、公開政策討論会の開催に当たって、公開政策討論会に参加する立候補予定者からの市政に関する情報の提供を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

また、情報の提供は、公開政策討論会に参加する全ての立候補予定者に対して行うものとする。

8 公開政策討論会の公平性及び公正性の確保

市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加することができる権利を有することを鑑み、公開政策討論会を開催するに当たっては、市民の協力の下、手続及び議事運営が公平かつ公正に行われるように配慮しなければならない。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年2月17日	
担当課・室	こども未来課	
担当職・氏名	課長	林 和宏
連絡先（電話）	(0536) 23-7622	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7699	
（メールアドレス）	kodomo@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）についてのパブリックコメントの実施について
----	---

内 容

第二期新城市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、本市における教育・保育に関する施策を総合的に、計画的に推進するために策定するものです。

これまでの本市の教育・保育に関する施策の実施状況、「子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢等に対応するため、現行計画の計画期間満了に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、第二期計画を策定します。

市では、公募による市民、学識経験者などからなる子ども・子育て会議を設置し、検討を進めています。検討している計画（案）に対して、パブリックコメント手続き制度により、意見を募集します。

※計画（案）は、パブリックコメントの際に市ホームページに掲示します。

別添資料

- ・第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施方法について
- ・第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）概要版

第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント
実施方法について

新城市の基本的な計画等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続きに関する要綱（新城市パブリックコメント手続要綱）により、第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）を下記のとおりパブリックコメントに付します。

- 1 募集期間 令和2年2月17日（月）から令和2年3月9日（月）
※市ホームページ、広報2月号に掲載
- 2 趣 旨 新城市の子ども・子育て支援事業の提供体制を定める計画を本年度中に策定するため、子ども・子育て会議を設置し検討を行った「第二期新城市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対して、パブリックコメント手続き制度により、意見を募集します。
- 3 計画の内容 (1) 計画の策定にあたって
(2) 子どもと家庭を取り巻く環境の状況
(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
(4) 計画の進行管理
- 4 閲覧期間 募集期間と同じ
- 5 閲覧場所 (1) 新城市ホームページ
(2) 窓口での閲覧
午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）
本庁こども未来課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課
- 6 意見提出方法 住所と氏名を記入の上、(1) から (4) のいずれかの方法による。
(1) 本庁こども未来課に持参
※ただし、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 郵送（募集期間最終日消印有効）
宛先：〒441-1392（住所不要）
新城市役所 こども未来課あて
(3) ファックスで送信
ファックス番号 0536-23-7699
新城市役所 こども未来課
(4) Eメールで送信
メールアドレス kodomo@city.shinshiro.lg.jp
※電話による意見の提出は、受け付けません。
- 7 公 表 提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、市の考え方を整理して本庁こども未来課、市ホームページで公開します。
- 8 問い合わせ先 新城市 健康福祉部 こども未来課
電 話 0536-23-7699
Eメール kodomo@city.shinshiro.lg.jp

第二期新城市
子ども・子育て支援事業計画（案）
（概要版）

令和2年3月

新 城 市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

新城市では、平成24年3月に『新城版こども園制度基本計画』を策定し、子どもと子育てに関する支援を充実させる取り組みを進め、平成27年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

こうした中、「新城版こども園」による就学前の保育・幼児教育、子どもの発達、子育て支援などに関してソフトとハードの両面で更なる充実を図り、併せて保育現場の人材育成に注力してきました。また、放課後児童クラブを全小学校に開設し供給量の確保に努めるとともに、保育の質と施設整備などによる環境改善を進めてきました。こうした取り組みに加え、行政だけでなく、民間の子ども・子育てに関する事業者・市民団体・地域自治区に代表される地域社会などに支えられ、協働し、一体となり、新城市だからこそできる「子ども」を中心に置いた様々な取り組みを進めることができました。

また、平成29年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』と整合し、補完する側面を持たせた『新城市こどもの未来応援事業計画』を策定し、子ども食堂・地域食堂の推進など様々な子どもの貧困対策の実施、子育て世代包括支援センターの設置なども同時並行で展開してきました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て世帯の保護者を支援するとともに、地域が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。このため、本市の計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画策定の経過

- (1) ニーズ調査の実施
- (2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催
- (3) パブリックコメントの実施

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、見直しが必要となる要素がないことから、これまで同様に市全域を一つとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出 ●●●●●

① 認定区分について

認定区分とは、保育所、認定こども園等の施設を利用する区分を事前に認定を受けるもので、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

また、保育の必要性（事由・区分）の一つに、就労時間があります。就労時間の下限について、市町村ごとに運用の幅があるため、1か月48時間～64時間の中で、設定されることとされています。本市では、地域の就労実態等を考慮して60時間として設定しています。

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

(2) 量の見込み等を算出する項目 ●●●●●

子ども・子育て支援事業計画に定める次の1～13の事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（新城市全域を一つの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

(3) ニーズ量の算出方法 ●●●●●

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

基本的には以下の方法で算出されますが、国では利用の実績を踏まえるよう求めています。このことから、令和2年度から令和6年度のニーズ量と確保量の見込みについてはニーズ量を勘案しつつ、平成27年度からの利用実績を踏まえ算出することとします。

1ステップ

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2ステップ

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3ステップ

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4ステップ

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5ステップ

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6ステップ

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

本市の実情を踏まえ、子ども・子育て会議の審議の経て、事業やサービス別にニーズ量を決定します。

3 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) こども園（保育所型認定こども園） ●●●●●●

こども園の利用状況としては、出生数が年々減少しながらも3歳未満児の保育需要は増加傾向にあることから、より充実した保育が提供できるような環境を整備するため、3歳未満児の保育需要の高い千郷西こども園と東郷西こども園の乳幼児室を拡張し、施設定員の増加を図ります。

また、潜在的なニーズ量も含めると0歳児の提供量が不足するため、すべてのこども園で0歳児を受け入れる取り組みを進めるとともに、市内にある2つの小規模保育事業所も含め3号認定子どもの提供量の確保に努めます。

子育て家庭の保護者の職場復帰と企業の人材確保策として、育休明けから翌年度当初のこども園入園までの「つなぎ保育」に重点を置いた、企業主導型保育施設の普及促進と開設支援を進めていきます。

さらに、今後新城・鳳来・作手地区すべての地域において就学前児童数が減少傾向にあることから、特に減少の著しい地区では施設定員を見直していきます。

また、建築年次が古く施設の老朽化が進む千郷中こども園の改築を進めるとともに、建替え整備の時期を迎える東郷東こども園について、園児数の推移見込み、地理的条件、保護者や地域の意見などを総合的に勘案し、統廃合等再配置も含めた整備を計画します。併せて3歳以上児については、すべての子どもが保育を享受できるよう看護師等の人材確保や保育環境整備に努めていきます。

(2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
【令和2年度】						
ニーズ量の見込み		292人	9人	617人	250人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	387人		783人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		95人		157人	80人	6人
【令和3年度】						
ニーズ量の見込み		270人	8人	571人	262人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		111人		190人	68人	6人
【令和4年度】						
ニーズ量の見込み		259人	8人	547人	267人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		122人		214人	63人	6人
【令和5年度】						
ニーズ量の見込み		251人	8人	531人	269人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		130人		230人	61人	6人
【令和6年度】						
ニーズ量の見込み		249人	8人	527人	269人	36人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業	381人		769人	330人	42人
過不足分(提供量－ニーズ量)		132人		234人	61人	6人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 時間外保育事業 ●●●●●●

直近3年間の実績を平均すると微増傾向にあることから、今後のニーズ量を上方修正して対応していきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	34人	33人	32人	31人	30人
提 供 量	34人	33人	32人	31人	30人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●

今後も待機児童を発生させないため、必要に応じて小学校と協議し余裕教室等を利用し、開設箇所の確保に努めます。

また、支援員等の人材確保や研修を実施し、支援の質の向上について継続的に取り組んでいきます。

その他に、小学校再編により校区が広域化した地域における子どもの居場所としての役割に加え、「子ども食堂」の開設や「学習支援」の仕組みをつくり、地域の人達の居場所としての可能性も検討を進めていきます。

さらに、平成28年度から重症心身障がい児等の居場所づくりとして、支援を必要とする障がいのある子どもに対し、学校や家庭と異なる体験等を通じて「よくばり夏休み」として個々の子どもの状況に応じた支援を行っています。支援体制の環境整備が図られるまでの間、事業を継続することで、地域社会への参加を推進し、他の子どもも含めた集団の中での育ちを保障するよう取り組んでいきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 (全学年)	840人	827人	800人	766人	722人
提 供 量 (全学年)	900人	900人	900人	900人	900人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	60人	73人	100人	134人	178人

(3) 子育て短期支援事業 ●●●●●●

核家族の増加及び身近で子育てを支えてくれる親族の高齢化などにより、緩やかにニーズは高まっていくと予想されます。また、夜間養護等事業が1施設のみであることも踏まえ、利用可能施設を増やすよう努めていきます。

また、制度の周知が十分でないため、利用者が伸びないとも考えられるため、子育て世代への周知に努めていきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	20 人日	20 人日	20 人日	21 人日	21 人日
提 供 量	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	100 人日	100 人日	100 人日	99 人日	99 人日

人日：年間の延べ利用人数

(4) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●

市域が広いことから施設が遠く、乳幼児を連れての移動に負担を感じる保護者もいることから、こども園の建て替えなどを機会に保護者意見を伺いながら施設の配置や整備についての検討を進めます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量 (子育て支援センター)	17,963 人回	17,840 人回	17,399 人回	16,884 人回	16,345 人回
ニ ー ズ 量 (児童館)	20,129 人回	19,992 人回	19,498 人回	18,921 人回	18,317 人回
提 供 量	42,000 人回	42,000 人回	42,000 人回	42,000 人回	42,000 人回
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	3,908 人回	4,168 人回	5,103 人回	6,195 人回	7,338 人回

人日：年間の延べ利用回数

(5) 保育所その他の場所での一時預かり事業 ●●●●●●

在宅育児家庭の重要な支援施策としてニーズ量に対する提供量を満たせるよう、保育士の確保と一時預かり事業を実施できるこども園を増やしていくよう努めます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,547 人日	1,488 人日	1,456 人日	1,432 人日	1,425 人日
提 供 量	1,547 人日	1,488 人日	1,456 人日	1,432 人日	1,425 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

人日：年間の延べ利用人数

(6) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●

新城市ファミリー・サポート・センターの周知、援助会員の確保、利用料助成、預かり場所の確保などに努めていきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	366 人日	358 人日	351 人日	344 人日	337 人日
提 供 量	460 人日	460 人日	460 人日	460 人日	460 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	94 人日	102 人日	109 人日	116 人日	123 人日

人日：年間の延べ利用人数

(7) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●

事業運営の安定化と将来的な病的・病後児保育の担い手として会員育成を図ります。自治振興事務所などと連携し、説明会等を開催するなど、会員拡大に努めていきます。

また、在宅育児支援策の核の一つとして一時保育事業と同じレベルの保護者負担となる利用料助成などを検討していきます。相互援助の取り組みについてどのようなやり方があるのか情報収集し、検討していきます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(就学前)	112人日	110人日	108人日	103人日	99人日
ニーズ量(小学生)	35人日	34人日	35人日	33人日	33人日
提供量(就学前)	112人日	110人日	108人日	103人日	99人日
提供量(小学生)	35人日	34人日	35人日	33人日	33人日
過不足(就学前) (提供量-ニーズ量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足(小学生) (提供量-ニーズ量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

人日：年間の延べ利用人数

(8) 利用者支援事業 ●●●●●●

子育て世代包括支援センター機能の強化を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象にソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「市区町村子ども家庭相談支援拠点」を設置し、すでに地域の様々な社会資源とのネットワークが構築されている要保護児童対策地域協議会の機能を拡大強化して、情報の一元化と速やかな情報共有により、家族単位での包括的な支援の方針協議と決定をし、必要な支援を行う体制を整えます。

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
ニーズ量 (相談件数)	110件	120件	120件	140件	150件
提供量 (箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量 (相談件数)	110件	120件	120件	140件	150件
過不足 (箇所数) (提供量-ニーズ量)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
過不足 (相談件数) (提供量-ニーズ量)	0件	0件	0件	0件	0件

(9) 妊婦健康診査事業 ●●●●●●

現在同様、妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検診 1 回を県内の医療機関で受診できる健診補助券（受診票）の交付、県外医療機関で受診の際の助成金制度、助産所（2 機関）と県外医療機関でも利用頻度の多い病院（2 機関）との委託契約を継続します。

また、出産直後の子育て環境は、母親の体調に大きく影響を受けるため、健康診査の助成にとどまらず、妊娠期からの支援体制の一つとして活用していきます。

(年間)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 (延受診者数)	3,012 件	2,934 件	2,856 件	2,751 件	2,673 件
提供量 (対象者数)	230 人	225 人	220 人	210 人	205 人
提供量 (延受診者数)	3,012 件	2,934 件	2,856 件	2,751 件	2,673 件
過不足 (提供量-ニーズ量)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●

赤ちゃん訪問員を安定して確保するため計画的に、養成講座を講座を行います。

また、支援が必要な方がもれることがないように、赤ちゃん訪問員の技術、資質等の向上のため育成講座を毎年実施し、安心して子育てできる環境の提供を目指します。

さらに、4 か月以降も継続した支援が行うことが出来るような方法（例：赤ちゃん訪問員の活動の拡大）も検討していきます。

(年間)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	243 人	237 人	231 人	222 人	216 人
提供量	243 人	237 人	231 人	222 人	216 人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(11) 養育支援訪問事業 ●●●●●

今までの新城市独自の家庭訪問事業に加え、国の養育支援訪問事業（家事育児支援事業）を実施します。事業の周知や家事育児支援事業の援助員の確保に努めます。また、子育て世代包括支援センターの支援プランや評価など体制を整えます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (訪問延数)	100回	100回	100回	100回	100回
提供量 (訪問延数)	100回	100回	100回	100回	100回
過不足 (提供量-ニーズ量)	0回	0回	0回	0回	0回

(年間)

5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第4章 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表した後、これに基づいて計画の見直しを図ります。

また、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年2月17日	
担当課・室	観光課、観光協会	
担当職・氏名	課長 局長	杉山 典久 小長井 直樹
連絡先(電話)	(0536) 29-0829 (観光協会)	
連絡先(FAX)	(0536) 29-9286 (観光協会)	
連絡先(Eメール)	info@shinshirokankou.com	

件名	新城さくらまつりについて
----	--------------

内容

新城さくらまつりの概要について

- 主催 新城市観光協会・新城市
- 期間 令和2年3月23日(月)～4月9日(木)
- 場所 新城市 桜淵公園一帯
- 行事
 - ・ 観光物産展
桜の開花に合わせて観光物産展を行います。
テント設置日は、3月27日(金)～4月5日(日)
時間は、午前10時～午後4時
場所は、木かげプラザ周辺
※天候及び開花状況により期間や時間を変更する場合があります。
 - ・ さくらのライトアップとぼんぼり点灯
桜の開花に合わせて点灯開始
 - ・ 庭野薬師堂薬師如来坐像ご開帳(会場:庭野薬師堂)
4月5日(日)
- 交通・駐車場
 - ・ 公共交通機関
JR飯田線 新城駅(特急伊那路停車)・東新町駅下車徒歩約15分
新城名古屋藤が丘線 高速乗合バス『山の湊号』
「新城市役所」下車 徒歩10分
 - ・ マイカー
新東名新城ICから国道151号経由 約10分
東名豊川ICから国道151号経由 約20分
 - ・ 駐車場 臨時駐車場開設 左岸1箇所 500台
 - ・ 交通規制
3月28日(土)、3月29日(日)、4日(土)、5日(日)は桜淵公園周辺道路で車両通行の整理及び注意喚起等の交通警備を行う。

令和2年新城さくらまつり実施計画

1. 開催趣旨 桜が咲き誇る春の桜淵公園において、花見に訪れる市民や観光客に対し、景観を楽しんでいただくとともに、物産展や各種イベントでまつりを賑やかに演出し、地域社会の活性化に寄与することを目的として開催する。
2. 期間 令和2年3月23日（月）～令和2年4月9日（木）
3. 名称 新城さくらまつり
4. 主催者 新城市観光協会・新城市
5. 概要
 - (1) 山開き式及び水神祭 令和2年3月23日（月） 午前10時
水神池（雨天 無料休憩所）
参加予定者 観光協会理事及び市議会議員
 - (2) 催事（予定）
 - 中日写真協会新城支部写真展 3/23（月）～
 - 押し花展示 3/23（月）～
 - 八楽書道会書道展 3/26（火）～
 - さくらまつり写真コンテスト 3/20（金）～4/12（日） 特別撮影会 3/28（土）
 - 新城市内小学生写生大会 3/9（月）～
 - 桜のライトアップ 桜の開花に合わせて
 - イベント開催日
 - 3/28（土）・3/29（日）
 - 4/4（土）・4/5（日）
 - ・吹奏楽演奏、よさこい踊り、大正琴、歌謡祭など
 - ・庭野薬師堂薬師如来坐像ご開帳 4月5日（日）
 - (3) 観光物産展
 - 桜の開花に合わせて
 - テント設置期間 3/27（金）～4/5（日）10日間 10：00～16：00
 - 会場 観光案内所「木かげプラザ」周辺
 - ・開花状況及び天候に応じて、臨機応変に対応していただく。雨天中止の判断は、当日6：00に新城市観光協会土産品部会長と協議し、決定する。
 - ・ライトアップ実施日には、16：30～20：30まで軽トラ市方式にて出展を募集する。
 - (4) 会場について

- ・木かげプラザ前駐車場の一部をイベント広場として使用
- ・物産展テントの設置場所は昨年と同様とする。

(5) ライトアップ及びぼんぼりの点灯

桜の開花に合わせて行う（例年は3月28日前後から～4月第1週辺り）。

17時～21時

(6) 駐車場について

- ・場 所 左岸：木かげプラザ前、グラウンド、旧市民プール駐車場
右岸：無料休憩所北駐車場（土・日）
※ 右岸駐車場については、警察からの指導があったためチラシに掲載しない
- ・料金徴収日 桜の開花に合わせて
※ 荒天または三分咲き前及び桜が散り終わった場合は料金徴収なし
- ・開設時間 平日 8：00～20：45（左岸側駐車場のみ開設）
土日 8：00～20：45（左岸側駐車場）
土日 8：00～16：00（右岸側駐車場）
- ・整理料 乗用車 500円
マイクロバス 無料
大型バス 無料
バイク 無料
（バスは無料だが、一番遠い旧市民プール駐車場に停めてもらう）
- ・その他 荒天等の状況により、料金徴収をしない場合は、東三警備及びシルバー人材センターに連絡する。

(7) 交通警備について

イベント開催日である、3/28（土）・3/29（日）及び4/4（土）・4/5（日）の午前9時から午後4時までの間、会場周辺において、車両侵入の抑制及び注意喚起等の交通警備を行う。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 2月 17日	
担当課・室	観光課	
担当職・氏名	課長	杉山典久
連絡先（電話）	(0536) 23-7613	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7047	
（メールアドレス）	hri-kankou@city.shinshiro.lg.jp	

件名	桜淵公園大芝生広場のオープンについて
----	--------------------

内容

桜淵公園再整備事業により、市民いこいのプール跡地が大芝生広場としてオープンします。

○オープン日

日 時 令和 2年 3月 23日（月） 9：00～

場 所 桜淵公園大芝生広場内

※当日はグラウンド西側駐車場（旧市民プール駐車場）をご利用ください

※当日雨天の場合は中止となります。

○当日のスケジュール

9：00 桜淵再整備事業の概要説明

9：05 市長あいさつ

9：10 大芝生広場内自由散策（必要に応じて説明を行う）

9：30 終了

○広場内設置物

・噴水

夏季期間（7～9月）の10:00～16:00で噴水を作動予定

・築山（つきやま）

3か所設置。高さは1m物が2箇所、1.5m物が1箇所

・園路

広場内周囲に1周 約270m

・ベンチ

6基設置してある他、土留ベンチも設置

・樹木

シンボルツリーはクスノキ、他サクラやモミジ、シラカシ、ムクノキを植樹

○記念植樹

・新城ロータリークラブ様より階段部分へシダレザクラを2本植樹していただいた

○添付資料

・全体図（芝生広場のコートは大きさの参考であり実際には設置いたしません）

桜淵公園 大芝生広場 全体図



報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年2月17日	
担当課・室	スポーツツーリズム推進課	
担当職・氏名	課長	貝崎禎重
連絡先(電話)	(0536) 23-7621	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7047	
(メールアドレス)	sports-t@city.shinshiro.lg.jp	

件名	「新城ラリー2020」の開催について 「OSJ 新城トレイルレース2020」の開催について
----	--

内容 上記の件につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

- 大会名 「新城ラリー2020」
 - 開催期日 令和2年3月13日(金)～3月15日(日)
 - 開催場所 セレモニアルスタート及び開会式「新城文化会館」
メイン会場「県営新城総合公園」
サテライト会場「鬼久保ふれあい広場」
 - コース 県営新城総合公園内道路、鬼久保ふれあい広場内道路
市内林道など
 - 資料 別紙 ・新城ラリー2020 事業概要
・新城ラリー2020 スケジュール
・セレモニアルスタートレイアウト
・新城ラリー2020 セレモニアルスタート順路
・メイン会場「県営新城総合公園」レイアウト
・サテライト会場「鬼久保ふれあい広場」レイアウト
-
- 大会名 「OSJ 新城トレイルレース2020」
 - 開催期日 令和2年3月28日(土) 11kmの部
1kmの部、3kmの部(新規)
3月29日(日) 32kmの部、64kmの部
 - 開催場所 愛知県民の森
 - コース 愛知県民の森および宇連山・棚山高原
 - 種目 1Kの部・・・小学生1・2・3年生対象
3Kの部・・・小学生4・5・6年生対象
11Kの部・・・初心者でも参加しやすいコース
32Kの部・・・初心者からエキスパートまで幅広く参加するコース
64Kの部・・・体力の限界に挑戦するエキスパートコース
 - 添付書類 別紙 ・大会概要、コース図

新城ラリー2020事業概要（案）

- 1 大会名 JAF全日本ラリー選手権第2戦 51台（2019実績）
JAF中部・近畿ラリー選手権第1戦
JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ第1戦 } 28台（2019実績）
- 2 期 日 令和2年3月13日～3月15日（金・土・日）
- 3 会 場 メイン会場：県営新城総合公園
サテライト会場：鬼久保ふれあい広場
- 4 コース スペシャルステージ（競技区間）
3/14・15：新城総合公園内道路及び鬼久保ふれあい広場内市道及び市内林道など
ギャラリーステージ
3/14・15：新城総合公園内及び鬼久保ふれあい広場内
デモンストレーションラン
3/14・15：新城総合公園内及び鬼久保ふれあい広場内
- 5 主 催 ・新城ラリー実行委員会（MASC、新城市、愛知県）
・大会名誉会長 愛知県知事 大村 秀 章
・大会名誉顧問 衆議院議員 古屋 圭 司 （元国家公安委員長）
・大会長 新城市長 穂 積 亮 次
・大会副会長 新城市商工会長 権 田 知 宏
・大会副会長 MASC会長 勝 田 照 夫
・大会顧問 新城市商工会顧問 本 多 克 弘
- 6 後 援 ・岡崎市
- 7 協 賛 ・国内自動車メーカー及び関連企業
- 8 イベント ●セレモニアルスタート（3/13）
●メイン会場でのイベント
ラリーファン以外でも、一日中会場で楽しめるイベントを目指す。
◆体験するコーナー
・トップドライバーによるデモ走行（抽選による同乗体験）
◆見るコーナー
・ギャラリーステージ
・サービスパーク見学
・ラリークィーン撮影会
・各種車両展示
・自動車関連企業ブース
・奥三河のPRブース
・自衛隊、新城警察署、新城消防署
など働く車展示
◆食べるコーナー
・飲食店の出店
（テント出店、車両出店）
◆日本赤十字社による献血
- 9 目標観客 55,000人（延べ人数）



実績	04大会：	2,000人	05大会：	3,400人	06大会：	4,500人
	07大会：	12,000人	08大会：	18,000人	09大会：	20,000人
	10大会：	21,000人	11大会：	15,000人	12大会：	37,000人
	13大会：	42,000人	14大会：	48,000人	15大会：	51,000人
	16大会：	53,000人	17大会：	54,000人	18大会：	54,000人
	19大会：	49,000人				

新城ラリー2020 セレモニアルスタート順路（案）

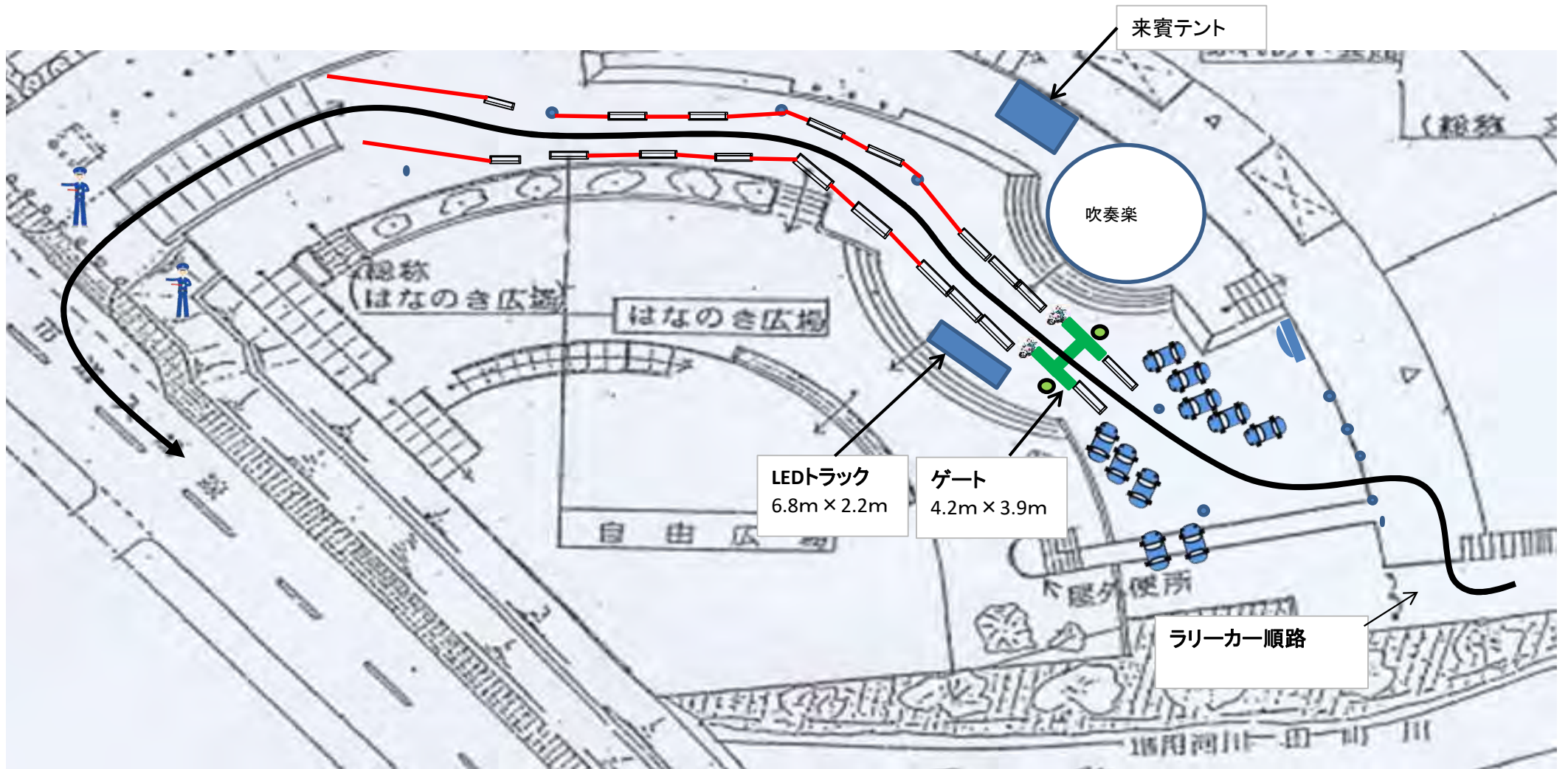
セレモニアルスタート

3月13日（金）16:00～

新城文化会館前はなのき広場スタート

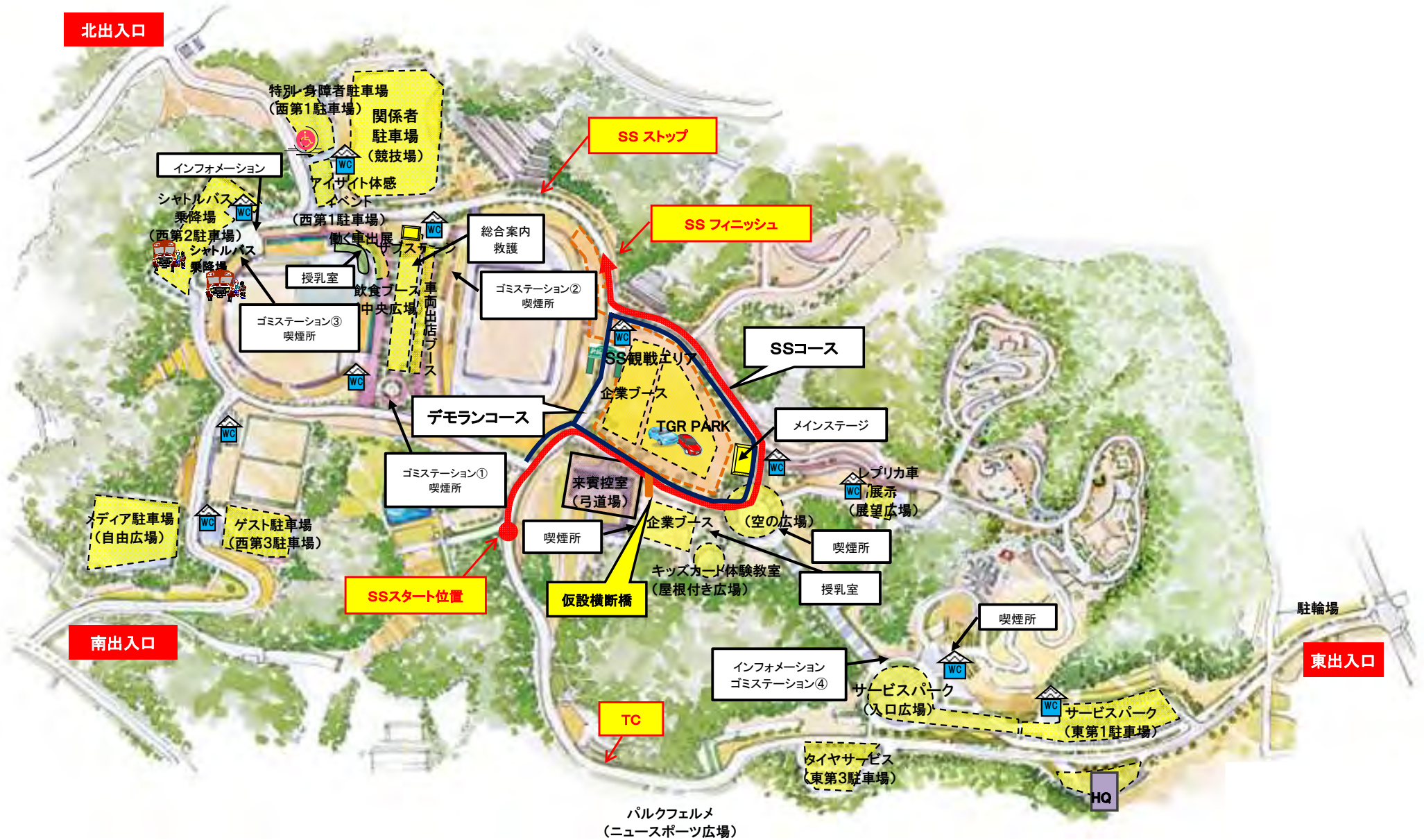


セレモニアルスタートレイアウト(案)

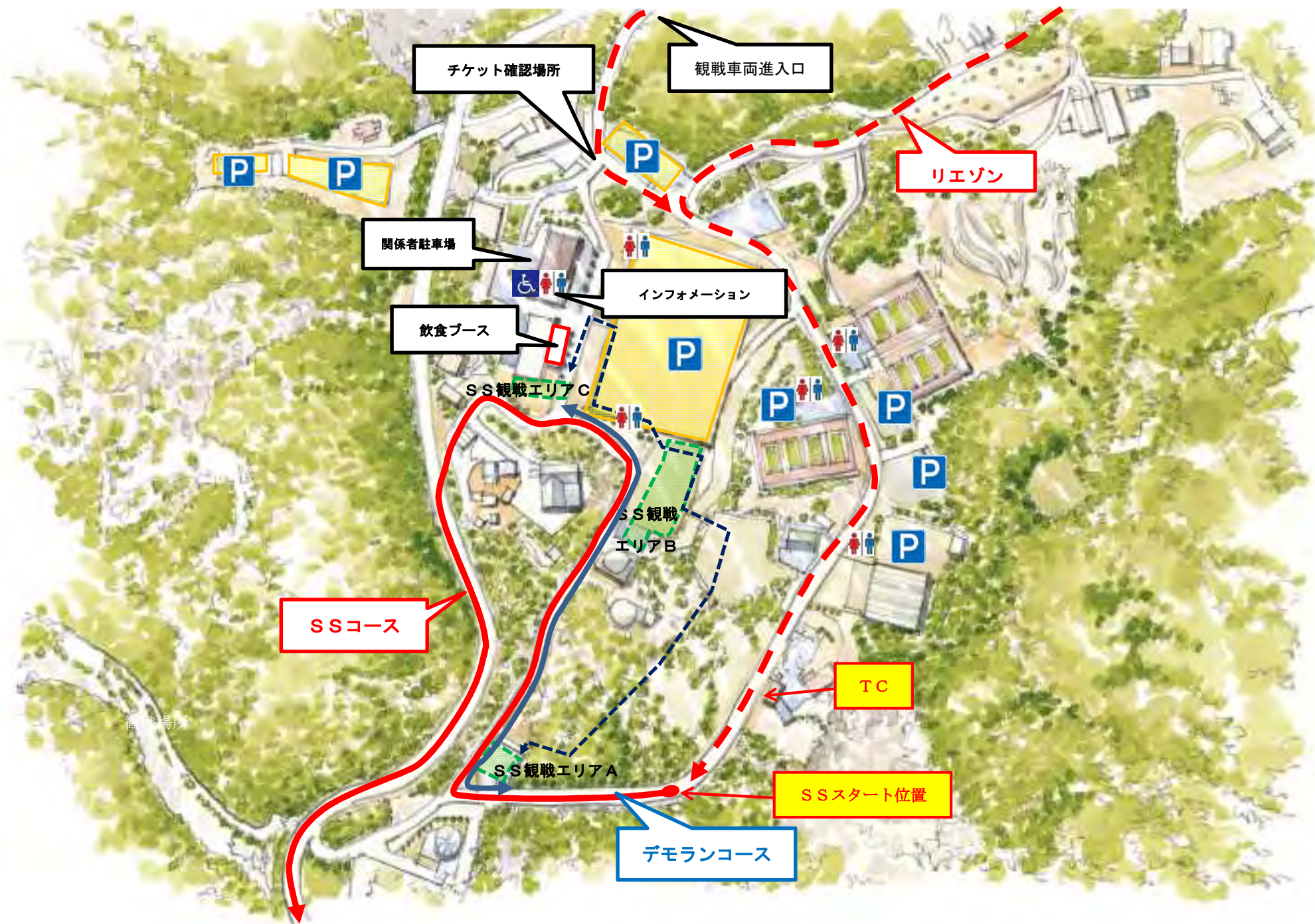


2-1 新城ラリー2020 メイン会場「県営新城総合公園」レイアウト (案)

2020/1/28



新城ラリー2020 サテライト会場「鬼久保ふれあい広場」(案)



メイン会場
「県営新城総合公園」
 [車で] 4ヶ所の駐車場からシャトルバスで会場入りとなります。
 当日駐車券の購入が必要です。

混雑が予想されます!
第1駐車場 有海緑地公園
 新城市有海字鳥影 1-2 (シャトルバス6分)
 [当日駐車券 車/¥2,000]

浜松方面からは、浜松いなさ1.Cから約10km
第2駐車場 ふれあいパーク ほうらい
 新城市長篠字東谷下56-2(シャトルバス10分)
 [当日駐車券 車/¥1,000]
 マップコード 301039872*76

豊川方面からは第3駐車場が便利!
第3駐車場 桜洲公園
 新城市庭野字八名井田(シャトルバス20分)
 [当日駐車券 車・バイク/¥1,000]
 マップコード 43795748*47

豊橋方面からは第4駐車場が便利で安い!
第4駐車場 コープあいち新城センター
 新城市黒田字草場 48-12(シャトルバス25分)
 [当日駐車券 車・バイク/¥500]
 マップコード 43736395*58

Access

[電車で] JR飯田線大海駅より徒歩10分。電車の本数が少ないのでご注意ください。大海駅はICカードが使用できません。

[バイクで] 第3,4 駐車場をご利用ください。当日駐車券の購入が必要です。

[自転車で] 県営新城総合公園の東口付近臨時駐輪場をご利用ください。

サテライト会場
「鬼久保ふれあい広場」
 住 新城市作手白鳥字鬼久保5-23

[車で] 鬼久保ふれあい広場内の駐車場をご利用ください。駐車場前売り券の購入が必要です。

チケットぴあで2/2より発売 (Pコード: 845-532)

駐車場前売り券 (プログラム付き) **バイク ¥1,000** **車 ¥2,000**
 [当日券はありません]

新城ラリー 第1 駐車場案内図 (新城 IC 周辺)

※新城 IC 周辺は大変混雑することが予想されますので、第3・第4 駐車場のご利用をご検討ください。

新城 IC ご利用の方は下記のとおりお進みください。



※メイン会場からサテライト会場までは車で約40分かかります。

新城ラリー

★耳より情報★

おススメは...
 桜洲公園
 第3駐車場と
 コープあいち
 第4駐車場です!



4 かの駐車場のオープン時間はそれぞれ異なります。詳しくは新城市スポーツツーリズムサイトでご確認ください。



新城ラリー

Supported by **AICELLO**



長篠・設楽原の戦い



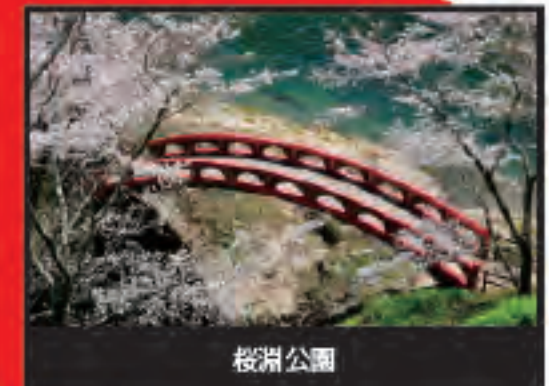
新城ラリー2019総合優勝 LUCK WRX



デモ走行するAICELLO CS-R3



四谷の千枚田



桜洲公園

2020 3.14_土15_日

開催場所 愛知県新城市内
メイン会場: 県営新城総合公園
サテライト会場: 鬼久保ふれあい広場
(メイン会場から約25km)

同時開催 2020年JAF中部・近畿ラリー選手権第1戦
2020年JMRC中部チャンピオンシリーズ第1戦

<http://www.shinshiro-rally.jp>

公認: 一般社団法人日本自動車連盟
主催: 新城ラリー実行委員会(JAF加盟クラブ モンテカルロオートスポーツクラブ/新城市/愛知県)
後援: 新城市
協賛: トヨタ自動車(株)/(株)SUBARU/
アイシン精機(株)/アイシン・エイ・ダブリュ(株)/愛知製鋼(株)/
(株)ジェイテクト/(株)デンソー/豊田合成(株)/
(株)豊田自動織機/トヨタ車体(株)/トヨタ紡織(株)/
(株)トヨタカスタマイジング&ディベロップメント/
住友ゴム工業(株)/横浜ゴム(株)/(株)アイセロ
協力: 新城市商工会/新城市観光協会/新城ラリー支援委員会/JMRC中部/
愛知県都市整備協会・中日本エンジニアリンググループ/(株)サンズ



メイン会場 県営新城総合公園

サテライト会場 鬼久保ふれあい広場

特設駐車場
()内は会場までのシャトルバスでの所要時間
第1駐車場 有海緑地公園(約6分)
第2駐車場 ふれあいパーク(約10分)
第3駐車場 桜洲公園(約20分)
※第1駐車場は駐車場によって総合公園の乗降場が異なることがあります。詳しくは公式HPをご覧ください。

●鉄道でお越しの方へ JR飯田線大海駅より徒歩10分
●ラリー競技観戦について ラリーを観戦される際は歩きやすい服装をお勧めいたします。

お車でお越しの方へ
メイン会場の県営新城総合公園には駐車場がございませんので、3カ所の特設駐車場から無料シャトルバスをご利用下さい。
※新城IC周辺は大変混雑することが予想されますので、ご注意ください。

詳細は公式HPをご覧ください。

- 観戦料金……無料
- 駐車料金……第1駐車場(4輪: 1日2,000円) 第2駐車場(4輪: 1日1,000円) 第3駐車場(4輪&2輪: 1日1,000円)
- サテライト会場…鬼久保ふれあい広場での観戦は前売駐車券が必要となります。

OSJ新城トレイルレース2020 大会概要

1. 大会名 OSJ新城トレイルレース2020
2. 開催場所 愛知県新城市 愛知県民の森周辺
3. 開催日 令和2年3月28日(土) 11kの部(県民の森)
3月29日(日) 32kの部(県民の森・宇連山・棚山)
64kの部(32kコース2周回)
4. 部門 ①11kの部 募集人数700名
②32kの部 募集人数700名
③64kの部 募集人数100名
5. 参加資格 15歳以上の健康な男女
(18歳未満の参加者は保護者の承諾印が必要)
6. 参加費 11kの部 4,500円
32kの部 6,500円
64kの部 10,000円
※参加申込み後の参加料返金はできません。
7. 表彰対象 総合男女1~5位/年齢別男女1~3位
8. コース 愛知県民の森及びその周辺(コース図の通り)
9. 制限時間 11k:フィニッシュ 4時間
32k:フィニッシュ 10時間
64k:フィニッシュ 11時間
※32kは第1関門「亀石の滝」最終13:00
予備関門 最終15:30
第2関門「国体コース分岐」最終17:00
※64kは第1関門「県民の森(1周目)」最終12:30
第2関門「亀石の滝」最終14:00
予備関門 最終16:00
第3関門「国体コース分岐」最終17:00
10. 日程 3月28日(土) 7:00~9:30 11k受付
愛知県民の森受付ブースにて
10:00 11kレーススタート
14:00 11kフィニッシュ制限時間
14:00~表彰式
14:00~18:00 32k・64k受付
17:00~18:00 ウェルカムパーティ
3月29日(日) 7:00 64kレーススタート
8:00 32kレーススタート
12:30 64k第1関門制限時間
13:00 32k第1関門制限時間
14:00 64k第2関門制限時間・32k表彰式
15:30 32k予備関門制限時間
16:00 64k予備関門制限時間
17:00 32k第2関門制限時間
64k第3関門制限時間・64k表彰式
18:00 32k・64kフィニッシュ制限時間
11. 募集締切 令和2年2月21日(金)
・インターネットにて申込み受付(定員になり次第締め切りとします)
12. 主催 OSJ新城トレイルレース実行委員会
13. 協力 STJレンテック
14. 後援 新城市
15. 企画運営 (有)パワースポーツ

2020 OSJ 新城トレイル大会概要

【OSJ 新城トレイルキッズ】

《大会概要》

■大会名：OSJ 新城トレイルキッズ

■開催場所：愛知県新城市

■開催日：2020年3月28日(土)

※選手受付(保護者と一緒)はAM7:00～9:30、レースはAM10:15スタートです。

■距離：1km(対象：小学生1・2・3年)、3km(対象：小学生4・5・6年)

■参加資格

以下、1～2の項目の条件を全て満たす方

1.保護者が承諾している事

2.小学生である事

3.指定の距離を完走出来ると保護者が判断している事

4.保護者と共に、開催地への宿泊・商店などの利用を通じて地域振興にご協力頂ける方(任意)

■参加費

1,000円

※大会記念品・パーティー参加費・傷害保険を含む。

※申込受付後は、参加費の返還はいたしませんのでご了承ください。

■表彰対象：全員に完走賞を授与

■制限時間：40分

■スケジュール

3/28(土)

07:00～09:30 選手受付[愛知県民の森「モリトピア愛知」前特設会場]

10:15 レーススタート[愛知県民の森「モリトピア愛知」前特設会場]

10:55 フィニッシュ制限時間[愛知県民の森「モリトピア愛知」前特設会場]

17:00 パーティー/32K&ダブル64K 競技説明会 [愛知県民の森内]

※保護者同伴の事

■募集期間

郵送エントリー：2020年1月24日(金)～2020年2月21日(金)

※ただし定員に達し次第募集を終了いたします。

■主催：新城トレイルレース実行委員会

■後援：新城市

■企画運営：パワースポーツ

※内容は各所変更になる場合があります。

必ず大会1～2週間前に郵送される最終案内で最終確認を行ってください。

《コースマップ》

小学生 1・2・3 年：11K のコースをスタートして、500m の所で折り返して、ゴール

小学生 4・5・6 年：11K のコースをスタートして、1,500m の所で折り返して、ゴール

《大会ルール》

■競技内容・装備について

- 1.定められたコースを制限時間内で走るレース方式とします。(順位は無し)
- 2.フィニッシュの制限時間は全カテゴリー40分です。
- 3.折り返し地点には、水をご用意します。補給食は保護者が必要と判断した場合は用意してください。
- 4.装備品には、特に規定を設けません。必要と思われる物をお持ちください。
- 5.折り返しポイントには人を配置します。またわかりにくい箇所にはスタッフを配置しますので、スタッフの指示に従ってください。
- 6.失格事項を十分理解し、レースに参加してください。
- 7.ゼッケンは必ず協賛社のロゴやその他記載内容が見えるように前後折り曲げずに着用してください。加工・切り取りも禁止です。

■失格事項

- 1.上記の競技内容・装備に従わなかった選手
 - 2.ゴミをレース中に投棄した選手
 - 3.条件を偽って参加した選手
 - 4.自然保護に違反する行為があった選手
 - 5.登山道で一般登山者を優先せず、無理な追い越し・追い抜きをした選手
- ※実行委員会が全ての事項を監視することは不可能なので、大会期間中は参加選手が選手審判員となり、失格事項に値する選手の申告制度を適用する。

■注意事項

- 1.当日は保護者が必ず選手の健康保険証を持参してください。
- 2.レース途中天候が悪化した場合やコースの状況により、主催者側で判断し中止する場合があります。
- 3.レース中の事故については、応急処置のみ行いますが、それ以外の責任を負いません。

※保険について

主催者が加入する保険は下記の内容です。別途スポーツ傷害保険を希望される方は最寄りの保険会社にお問い合わせいただき、各自でご加入ください。大会中のケガ等により、保険を利用する場合は、大会後一ヶ月以内に大会事務局までお問い合わせください。

<主催者契約の保険金額>死亡・後遺障害 500万円・入院日額 3,000円・通院日額 2,000円

※大会中の怪我などの保険申請について

大会終了後 2 週間以内にメールにてご連絡ください。(必ず大会名・氏名・ゼッケン NO.・事故証明書送付先住所 を記載して下さい)「事故証明書」を郵送にてお送り致しますので必要事項をご記入いただきパワースポーツまで 郵送してください。その後は、保険会社から連絡をお待ち下さい。その間、通院などされた際の領収書の保管をお願いします。月末に申請を出すため、保険会社からの連絡は、申請のタイミングにより 1 ヶ月～2 ヶ月程お時間をいただくことがございます。

- 4.競技続行が不可能と判断された選手は、スタッフが競技を中止させる事があります。
- 5.競技以外の荷物についてはスタッフの指示に従い所定の場所をご利用ください。ただし、貴重品及び壊れ物については保護者が管理してください。主催者は紛失の責任は負いません。

■ 申込規約

- 1.自己都合による申込み後の登録内容の変更、キャンセルはできません。また、過剰入金・重複入金の返金もできません。
- 2.地震・風水害・降雪・事件・事故等による中止の返金はいたしません。
- 3.大会出場中の映像・写真・記事・記録等の、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権は主催者に属します。
- 4.大会申込者の個人情報の取扱いは、別途記載する主催者の規約に則ります。
- 5.上記の申込規約の他、主催者が別途定める大会規約に則ります。(齟齬がある場合は大会規約が優先します)

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	日	10 : 00	新城市子ども連絡協議会 壁新聞コンクール 表彰式	新城	本庁舎	4階会議室
2	月	16 : 30	しんしろ創造会議	新城	政策会議室	
3	火	7 : 45	新城市民鳳来地区ゴルフ大会 開会式	鳳来	秋葉ゴルフ倶楽部	
		9 : 00	鳳来中学校 卒業式	鳳来	鳳来中学校	体育館
		13 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		16 : 30	新城市民鳳来地区ゴルフ大会 表彰式	鳳来	秋葉ゴルフ倶楽部	
4	水	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		14 : 00	穂の香看護専門学校 卒業式	新城	穂の香看護専門学校	大講義室
5	木	10 : 00	空家等対策協議会	新城	本庁舎	政策会議室
6	金					
7	土	9 : 00	鳳来西分団第1班コミュニティ消防センター完成式	鳳来	鳳来西分団第1班	コミュニティ消防センター
		13 : 00	しんしろ自治フェス2020	新城	新城文化会館	小ホール
8	日	8 : 30	新城市消防団観閲式及び車両貸与式	新城	桜淵公園いこいの広場	グラウンド
9	月	10 : 00	市議会定例会本会議 第2日	新城	東庁舎	議場
10	火	10 : 00	市議会定例会本会議 第3日	新城	東庁舎	議場
11	水	10 : 00	市議会定例会本会議 第4日	新城	東庁舎	議場
12	木	10 : 00	ゆうあい大学 閉校式	新城	老人福祉センター	大広間
13	金	10 : 30	新城市交通安全推進協議会	新城	本庁舎	4-2・3会議室
		16 : 00	新城ラリー2020 セレモニアルスタート	新城	新城文化会館	はなのき広場
		16 : 40	新城ラリー2020 開会式	新城	新城文化会館	小ホール
14	土	17 : 00	八名青パト隊 総会	新城	一鍬田公民館	大広間
15	日	16 : 00	新城ラリー2020 閉会式	新城	県営新城総合公園	芝生広場メインステージ
16	月	9 : 00	予算決算委員会	新城	東庁舎	議場
17	火	9 : 00	予算決算委員会	新城	東庁舎	議場
18	水	13 : 30	新城市社会福祉協議会 理事会	新城	しんしろ福祉会館	多目的室
		15 : 00	第4回 新城市観光基本計画策定委員会	新城	本庁舎	政策会議室
19	木	9 : 15	千郷小学校卒業式	新城	千郷小学校	体育館
		12 : 20	高校生のための企業説明会	新城	新城文化会館	展示室
		13 : 30	市議会定例会本会議 第5日	新城	東庁舎	議場
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	9 : 00	桜淵公園大芝生広場のオープン	新城	桜淵公園	大芝生広場
		10 : 00	新城さくらまつり 山開き式	新城	桜淵公園	水神池
24	火	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		15 : 00	農林業公社しんしろ 理事会	新城	勤労青少年ホーム	研修室A
25	水	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		11 : 30	新城市まち・ひと・しごと創生本部会議	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	新城市土地改良区 第60回 通常総代会	新城	消防防災センター	第害対策本部室
		15 : 15	新城市男女共同参画審議会 答申受納	新城	本庁舎	政策会議室
		18 : 30	三遠フェニックス ホームゲーム 新城市民デー	豊橋	豊橋市総合体育館	
26	木	10 : 00	東三河ビジョン協議会	豊橋	東三河総合庁舎	大会議室
27	金	9 : 20	第3回 新城市地域公共交通会議	新城	本庁舎	災害対策本部室2・3
		10 : 00	土地開発公社 理事会	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 00	新城設楽消防事務連絡協議会	新城	本庁舎	政策会議室
		14 : 00	新城設楽交通災害共済組合定例会	新城	本庁舎	政策会議室
		15 : 00	新城北設楽地域における行政運営のあり方検討委員会	新城	本庁舎	政策会議室
		16 : 00	新城設楽広域協議会	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	第15回 若者議会 答申受納	新城	東庁舎	議場
28	土	9 : 50	OSJ新城トレイルレース2020	鳳来	愛知県民の森	
29	日					
30	月					
31	火		辞令交付式・感謝状贈呈式(終日)	新城	本庁舎	4階会議室他